

引き続き検討が必要な論点について

- 1 情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方
- 2 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方
- 3 マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方

2024年6月7日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
ワーキンググループ事務局

➤ 本WGでは、デジタル空間における情報流通の健全性に関する各検討課題への対応の在り方について、下記左表①～⑧の8つの論点に分類・整理しながら検討を進めてきたところ、第23回会合（2024年5月27日）までの検討状況（参考資料WG25-1参照）を踏まえ、引き続き検討が必要な論点について、相互の関連性等の観点から下記右図1～5の5つに再整理した上でさらに検討を進めることについて、どう考えるか。

■ WG第23回会合までに検討した論点

	大分類	小分類
①	1. 情報流通の健全性を巡る課題一般への対応の在り方	a. 災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方
②		b. マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方
③		c. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方
④		d. 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方
⑤	2. 広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題への対応の在り方	a. 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方
⑥		b. 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方
⑦		c. 情報伝送PFによる発信者への経済的インセンティブ付与や収益化抑止の在り方
⑧		d. 情報流通の健全性確保の観点から見たレコメンデーションやターゲティングの在り方

■ 引き続き検討が必要な論点

- 1

情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方
(コンテンツモデレーションの実施の促進方策等)
左記③⑦関連
- 2

情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方
(情報伝送PFによる社会的影響の軽減措置等)
左記①④⑧関連
- 3

マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方
(協議・決定の実効性担保方策等)
左記②関連
- 4

広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方
(広告の事前審査の実効性向上方策等)
左記⑤関連
- 5

質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方
(広告主や広告仲介PFによる取組の促進方策等)
左記⑥関連

1 情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方

1 情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方：引き続き検討が必要な論点①

(1) 対応を検討すべき「偽・誤情報」の定義・範囲

- その流通・拡散による社会的影響の軽減等に向けて対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲については、少なくとも次の①・②をいずれも満たす情報が原則として含まれるものと考えることが適当であるところ、

① 検証可能な誤りが含まれていること

※ 「内容」に誤りが含まれている情報のみならず、なりすましアカウントによる投稿など、発信者の「名義」に誤りが含まれる情報も含む。

② 次の各要素の有無・軽重に照らし、具体的な方策との関係で比例性が認められること

※ どのような「偽・誤情報」に対して、具体的にどのような対応（具体的な方策）を実施すべきかは、次の i. ～ iii. の各要素の有無・軽重により異なり得る。

- i. 当該情報そのものが有する**違法性・権利侵害性・客観的な有害性**（及びその明白性）
- ii. 当該情報が流通することによる**社会的影響の重大性**（及びその明白性）
- iii. ①の誤りが含まれることについての検証の容易性（誤りが含まれていることの明白性）

- ①の要件に関し、**必ずしも誤りは含まれていないが文脈上誤解を招く（ミスリーディングな）情報や、事実ではあるが人を害する意図を持って発信された悪意ある情報**をどう捉えるか。
- ② i. 及び ii. の要素に関し、「違法性」や「権利侵害性」がない情報であっても、当該情報そのものが、又は当該情報が流通することにより、**人の生命、身体又は財産に重大かつ明白な悪影響を与えるような情報**については「客観的な有害性」又は「社会的影響の重大性」が認められ得る一方、**それ以外のいかなる場合に、いかなる具体的な方策との関係で**、「客観的な有害性」や「社会的影響の重大性」が認められ得るか。
- パロディ・風刺など、「客観的な有害性」及び「社会的影響の重大性」がともに小さい情報については、対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲に含まれないものと考えることが適当であるところ、
- その他、**類型적으로対応を検討すべき「偽・誤情報」の範囲に含まれないものと考えるべき情報**として、どのようなものがあり得るか。
例）伝統メディアによる誤報をどう取り扱うか。

1 情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方：引き続き検討が必要な論点②

（２）偽・誤情報の流通・拡散を抑止するための「コンテンツモデレーション」の類型

- 情報伝送PFが偽・誤情報の流通・拡散を抑止するために講ずる措置（いわゆるコンテンツモデレーション）としては下表のようなものが有効と考えられるところ、
- ・ 表示順位の低下（④）について、可視性への影響が大きくなり得ることに鑑み、情報の削除（⑤）やアカウント停止・削除（⑥）と同様の取扱いをすべきか。他方で表現そのものは残るため、これらとは区別すべきか。
 - ・ いわゆるプロミネンス（⑦）について、他の類型（①～⑥）とは異なる取扱い（促進方策等）が必要か。

コンテンツモデレーションの主な類型			概 要
	抑止効果	可視性への影響	
①発信者に対する警告表示	低？	影響なし	不適切な内容を投稿しようとしている、又は直近で投稿したことが判明している旨の警告を表示する措置（投稿自体は可能）
②収益化の停止	中？	影響なし	広告を非表示にしたり、広告報酬の支払いを停止することにより、収益化の機会を失わせる措置
③ラベルの付与	中？	影響なし	情報発信者の信頼性等を見分けるためのラベルを付与する措置（本人確認を行っていない利用者の明示等）
	中？	一部影響あり	情報の信頼性等を見分けるためのラベルを付与する措置（ファクトチェック結果の付与等）
④表示順位の低下	高？	一部影響あり	投稿されたコンテンツを、受信者側のおすすめ欄等の表示候補から外したり、上位に表示されないようにする措置
⑤情報の削除	高？	影響あり (可視性ゼロ)	投稿された情報の全部又は一部を削除する措置（新規投稿等は可能）
⑥サービス提供の停止・終了、 アカウント停止・削除	高？	影響あり (可視性ゼロ)	サービスの一部から強制退会、又はその一部の利用を強制終了し、新規投稿等をできないようにする措置 アカウントの一時停止又は永久停止（削除）を実施する措置

⑦信頼できる情報の受信可能性の向上（いわゆるプロミネンス）

1 情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方：引き続き検討が必要な論点③

(3) 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実施の促進方策

- 情報伝送PFによるコンテンツモデレーションの実施を促進等するための方策としては、例えば次の①～⑤などが考えられるところ、

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ① 対応の透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保 | ② 対応の迅速化を通じた実施の促進 |
| ③ 可視性に影響しない措置の確実な実施 | ④ 可視性に影響する対応も含む措置の確実な実施 |
| ⑤ 上記①～④の組合せによる対応 | |

- 対象とする偽・誤情報の特性・性質※に応じ、必要な方策を一定程度類型化することは可能か。
※ 違法性・権利侵害性・有害性、流通することによる社会的影響の重大性、誤りの明白性
- これらの方策（特に②～④）によって実施の促進等を検討すべきコンテンツモデレーションについて、その契機（対象とする偽・誤情報の特性・性質に応じた適切な申請主体の範囲）をどのように考えるべきか。
※ 例えば、違法性・権利侵害性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションに関し、当該情報付近に広告を表示された広告主、ファクトチェック機関等が申請することについて、どう考えるか。
※ 行政法規に抵触する違法な偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションに関し、所管行政機関による申請の透明性・アカウントビリティ確保方策について、行政手続に関する既存の法的枠組みとの関係を含め、具体的にどう考えるか。

(4) 偽・誤情報の発信を抑止するためのその他の方策

- コンテンツモデレーションの実施を促進する以外に、偽・誤情報の発信を抑止するための方策として、どのようなものが考えられるか。

※ こうした方策として、例えば次の①～③などが考えられるところ、このうち①については、偽・誤情報の発信を抑止するための方策としての実効性に疑義があること、匿名表現の自由への制約となり得ることを踏まえれば、その導入には慎重な検討が必要と考えられるのではないか。

- ① アカウント登録時の本人確認の厳格化
- ② botアカウントの抑止策の導入（アカウントの有料化等）
- ③ 特定のサービスアーキテクチャの採用（シェア、リポスト等の拡散機能の利用に複数のアクションを要求する等）

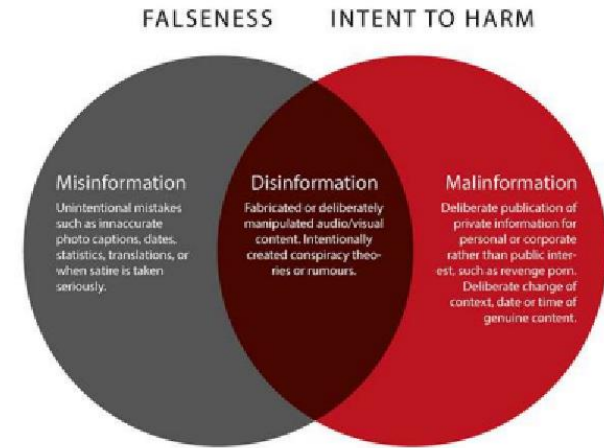
參考資料

EUにおける「偽・誤情報」の定義・範囲①

◆ 欧州評議会レポート「Information Disorder」(2017年9月)での定義

- **偽情報 (Dis-information) :**
虚偽の情報であって、個人、社会集団、組織又は国家を害する目的で意図的に生成されたもの。
- **誤情報 (Mis-information) :**
虚偽であるが、害を生じさせる意図をもって生成されたものではない情報。
- **悪情報 (Mal-information) :**
事実に基づく情報であって、個人、組織又は国家に害を与える目的で利用されるもの。

TYPES OF INFORMATION DISORDER



(出典) Council of Europe report DGI(2017)09, *Information Disorder: Toward an interdisciplinary framework for research and policy making*, Sep. 27, 2017
(<https://www.coe.int/en/web/freedom-expression/information-disorder>)

◆ 欧州委員会コミュニケーション(2018年4月)での定義

- **偽情報 (disinformation) は、**検証可能な、虚偽又は誤解を招く情報で、経済的利益を得るため又は公共を欺くことを目的として生成、表示、拡散され、それによって公共への損害が生じ得るものとして理解されている。
- **公共への損害は、**民主的な政治プロセス及び政策形成プロセスや、EU市民の健康、環境又は安全の保護等の公益に対する脅威から成る。
- **偽情報は、**誤報、風刺及びパロディ、又は明白に確認されている党派性の強いニュース及び解説を含まない。

(出典) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, *Tackling online disinformation: a European Approach*, Apr. 26, 2018
(<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/communication-tackling-online-disinformation-european-approach>)

EUにおける「偽・誤情報」の定義・範囲②

◆ 欧州民主主義行動計画（2020年3月）での定義

- **誤情報（misinformation）**：
有害な意図を持たずに共有されながらも、その効果は未だ有害である虚偽の、又は誤解を招くコンテンツ。
例）虚偽の情報を善意で友人や家族に共有する場合
- **偽情報（disinformation）**：
欺き、又は経済的若しくは政治的利得を確保する意図を持って拡散され、公共への損害を生じさせ得る虚偽の、又は誤解を招くコンテンツ。
- **情報影響操作（information influence operation）**：
偽情報と組み合わせて独立した情報源を抑圧することを含む幅広い欺罔的手段を用いて対象となる聴衆に影響を与えるために国内又は国外の主体によって行われる組織的な試み。
- **情報空間における外国による干渉（foreign interference in the information space）**：
個人の政治的意図の自由な形成及び表現を妨げるために外国の国家主体又はその代理主体によって行われる抑圧的・欺罔的な試み。

（出典）Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions on the European democracy action plan, Mar. 12, 2020
(https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/new-push-european-democracy/european-democracy-action-plan_en#documents)

⇒ **偽情報に関する強化された行動規範（the Strengthened Code of Practice on Disinformation 2022）でも踏襲（※）**

※同行動規範はさらに、「偽情報」が以下を含まないことを明記：

- ・ 誤解を招く広告
- ・ 誤報
- ・ 風刺及びパロディ
- ・ 明白に確認されている党派性の強いニュース及び解説

豪州における「偽・誤情報」の定義・範囲①

◆ 偽情報及び誤情報に関する豪州行動規範（Australian Code of Practice on Disinformation and Misinformation）での定義

- **偽情報**（Disinformation）：次の3要件を全て満たすデジタルコンテンツ（※1）。
 - a. 検証可能な形で誤っている、誤解を招く、又は詐欺的である。
 - b. 欺罔的行動（※2）を通じてデジタルプラットフォームの利用者間で伝播される。
 - c. その拡散が損害（※3）を生じさせる合理的な可能性がある。
- **誤情報**（Misinformation）：次の3要件を全て満たす（多くの場合は合法的な）デジタルコンテンツ（※1）。
 - a. 検証可能な形で誤っている、誤解を招く、又は詐欺的である。
 - b. デジタルプラットフォームの利用者間で伝播される。
 - c. その拡散が損害（※3）を生じさせる合理的な可能性がある（が、明確に意図されてはいないかもしれない）。

※1 デジタルコンテンツ（Digital Content）：本行動規範の署名者が所有し、又は運営するプラットフォーム上でオンライン配信される豪州の利用者を対象とするコンテンツであって、AIアルゴリズムの利用を通じるなどの自動的手段によって人為的作成され、操作され又は修正されたコンテンツを含む。

※2 欺罔的行動（Inauthentic Behaviour）：スパム及びその他の形態の詐欺的、操作的又は大量で攻撃的な（自動的システムを通じて実行される場合もある）行動が含まれ、また利用者のオンライン上の会話に人為的な影響を与えること及び／又はデジタルプラットフォームの利用者にデジタルコンテンツを伝播するよう促すことを意図した行動が含まれる。

※3 損害（Harm）：以下のいずれかに対する確度が高く深刻な損害。

- ・ 不正投票、投票妨害、誤った投票情報など、民主的政治・政策決定プロセス
 - ・ 市民の健康保護、社会で周辺化された人々若しくは社会的弱者の保護、公共安全及び治安又は環境などの公共財
- 注）「確度が高く深刻な損害」には合理的に予測できない損害を含まない。

豪州における「偽・誤情報」の定義・範囲②

◆ 2023年通信法改正案（Combating Misinformation and Disinformation Bill）での定義

- デジタルサービス上の**誤情報**（misinformation）：次の4要件を全て満たすコンテンツ（※1）の拡散。
 - a. 誤っている、誤解を招く、又は詐欺的な情報を含んでいる。
 - b. 適用除外（※2）に当たらない。
 - c. 豪州内の1人又はそれ以上のエンドユーザーにデジタルサービス上で提供される。
 - d. デジタルサービス上でのその提供が重大な損害を生じさせ、又はこれに寄与する合理的な可能性がある。
 - デジタルサービス上の**偽情報**（disinformation）：次の5要件を全て満たすコンテンツ（※1）の拡散。
 - a. 誤っている、誤解を招く、又は詐欺的な情報を含んでいる。
 - b. 適用除外（※2）に当たらない。
 - c. 豪州内の1人又はそれ以上のエンドユーザーにデジタルサービス上で提供される。
 - d. デジタルサービス上でのその提供が重大な損害を生じさせ、又はこれに寄与する合理的な可能性がある。
 - e. 拡散し、又は拡散させている人物が、当該コンテンツをもって他人を欺罔する意図を有している。
- 注）偽情報は、外国勢力による、又は外国勢力に代わって行われる偽情報（の拡散）を含む。

※1 コンテンツ（content）：文書、データ、発話・音楽その他の音声、画像（動画を含む）その他の形式による、又はこれらを組み合わせた形式によるコンテンツ。

※2 適用除外に当たるコンテンツ：

- ・ 真に娯楽、パロディ又は風刺の目的で作成されたコンテンツ
- ・ 専門的なニュースコンテンツ
- ・ 国内外の認定済み教育機関により、又は認定済み教育機関のために作成されたコンテンツ
- ・ 政府・自治体により認証されたコンテンツ

ニュージーランドにおける「偽・誤情報」の定義・範囲

◆ オンライン上の安全及び損害に関するニュージーランド行動規範（Aotearoa New Zealand Code of Practice for Online Safety and Harms）での定義

- **偽情報**（Disinformation）：次の3要件を全て満たすデジタルコンテンツ。
 - a. 検証可能な形で誤っている、誤解を招く、又は詐欺的である。
 - b. 欺罔的行動を通じてデジタルプラットフォームの利用者間で伝播される。
 - c. その拡散が損害（※）を生じさせる合理的な可能性がある。
- **誤情報**（Misinformation）：次の3要件を全て満たす（多くの場合は合法的）デジタルコンテンツ。
 - a. 検証可能な形で誤っている、誤解を招く、又は詐欺的である。
 - b. デジタルプラットフォームの利用者間で伝播される。
 - c. その拡散が損害（※）を生じさせる合理的な可能性がある（が、明確に意図されてはいないかもしれない）。

※ 損害（Harm）：利用者の安全及び／又はデジタル情報エコシステムの完全性に対して差し迫った深刻な脅威をもたらし、現実世界での危害につながる可能性のある行為者、行動及び／又はオンライン上のコンテンツ。具体的には以下の7つのテーマのいずれかに該当するもの。

- ① 児童の性的搾取及び虐待
- ② ネットいじめ又はハラスメント
- ③ ヘイトスピーチ
- ④ 暴力の扇動
- ⑤ 暴力的又はグラフィックなコンテンツ
- ⑥ 誤情報
- ⑦ 偽情報

EU・豪州・NZそれぞれにおける「偽・誤情報」の定義・範囲の比較①

偽情報の定義

豪州とNZはほぼ同じ定義を採用している。EUには不正な行為による伝播という要素がなく、風刺やパロディ等の除外がある。

小分類	EU	豪州	NZ
偽情報	偽情報とは、人を欺いたり、経済的・政治的利益を確保したりする意図で流布される虚偽または誤解を招く内容であり、公衆に害を及ぼす可能性がある。 「偽情報」という概念には、誤解を招く広告、報道の誤り、風刺やパロディ、明らかに党派的なニュースや論評は含まれず、拘束力のある法的義務、自主規制の広告規範、誤解を招く広告に関する基準を損なうものではない。”	3.2.このコードが焦点を当てている偽情報の側面は、次のとおりである。 A. 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ; B. 不正な行為(Inauthentic behaviours)を通じてデジタルプラットフォームのユーザー間で伝播されている。そして C. その流布が害を引き起こす合理的な可能性がある。	(i) 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ; (ii) 不正な行為(Inauthentic behaviours)によってデジタルプラットフォームのユーザー間で伝播される;そして (iii) その流布が害(harm)を及ぼす合理的な可能性がある ※不正な行為は定義規定なし ※害とは、ユーザーの安全および/またはデジタル情報エコシステムの完全性に差し迫った深刻な脅威をもたらし、現実世界での危害につながる可能性のある行為者、行動、および/またはオンライン上のコンテンツを指す。

EU・豪州・NZそれぞれにおける「偽・誤情報」の定義・範囲の比較②

誤情報の定義

虚偽・誤解を招く表現、ユーザーによる伝播、害を起こす意図がない点は3者共通している。
豪州・NZには害をもらたす合理的可能性の要素が加わり、豪州では風刺等の除外がある。

小分類	EU	豪州	NZ
誤情報	誤情報とは、有害な意図なしに共有される虚偽の、あるいは誤解を招くような内容のことであるが、例えば、人々が善意で友人や家族と虚偽の情報を共有する場合、その影響は依然として有害でありうる。 “誤情報とは、悪意なく共有された虚偽または誤解を招くコンテンツだが、その影響は依然として有害である可能性がある。(例:人々が善意で友人や家族と虚偽の情報を共有した場合)”	3.6.誤情報とは： A. 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ（多くの場合は合法）； B. デジタルプラットフォームのユーザーによって伝播される;そして C. その流布が危害を引き起こす合理的な可能性がある（しかし、明確に意図されていないかもしれない）。 4.4.誤情報ではないコンテンツ： 以下のコンテンツは、本規範に基づく誤情報ではない。 A. 娯楽（風刺やパロディを含む）または教育目標のために誠実に作られたコンテンツ; B. オーストラリア州または連邦政府によって許可されたコンテンツ; C. 第5.23条から第5.25条に従うことを条件として、政治広告またはオーストラリアの法律に基づいて登録された政党によって許可されたコンテンツ; D. 専門的なニュースコンテンツ。 本セクション4.4のAからDに該当するコンテンツは、不正な行為によって伝播された場合、偽情報の定義に該当する可能性がある。	(i) 検証可能な虚偽、誤解を招く、または欺瞞的なデジタルコンテンツ（多くの場合は合法）； (ii) デジタルプラットフォームのユーザーによって伝播される;そして (iii) （合理的に可能性が高いが、明確に意図されていない可能性がある）害をもたらす ※害とは、ユーザーの安全および/またはデジタル情報エコシステムの完全性に差し迫った深刻な脅威をもたらし、現実世界での危害につながる可能性のある行為者、行動、および/またはオンライン上のコンテンツを指す。

主な情報伝送PFの利用規約等における「偽・誤情報」の定義・範囲

情報伝送PF	LINEやフー	Google (YouTube)	Meta	TikTok	Microsoft (LinkedIn)
禁止される「偽・誤情報」(例)	● <u>健康被害等をもたらす可能性のある偽情報</u>であって、<u>ファクトチェックにより反真実であることが明らかな投稿</u>【Yahoo!ニュースコメント欄】 ● <u>明らかに事実と異なり社会的に混乱を招く恐れのある投稿</u>【Yahoo!知恵袋】 ● <u>明らかな偽情報として、架空の出来事のでっちあげや虚偽の内容の投稿</u>【ファイナンス掲示板】 ● <u>真偽不明の情報の拡散</u>【LINEオープンチャット】 ● <u>当社または第三者になりすます行為</u>【LINE VOOM】 ● <u>フェイクニュースなど虚偽の情報、身体に影響を及ぼす食品、医療、医薬品などの虚偽の情報を意図的に発信・拡散・流布</u>させる行為【LINE VOOM】	● <u>特定の種類の誤解を招くコンテンツまたは虚偽が含まれるコンテンツで、重大な危害を及ぼす可能性のあるもの</u> ● <u>国勢調査の妨害</u>：国勢調査に関する時間、場所、方法、資格要件について参加者を誤解させることを目的としたコンテンツ、または国勢調査を著しく妨げる可能性のある虚偽の主張 ● <u>改ざんされたコンテンツ</u>：ユーザーの誤解を招くように技術的に操作または改ざんされ（前後関係を無視してクリップを切り抜く以上の操作が多い）、重大な危害を及ぼす可能性のあるコンテンツ ● <u>虚偽のコンテンツ</u>：過去の事象の古い映像を現在の事象のものであると虚偽の主張をすることで、重大な危害を及ぼす可能性のあるコンテンツ	● <u>実際の危害や暴力</u>：人々に対する差し迫った暴力または実際の危害のリスクに直接つながる可能性が高いと、専門家のパートナーが判断した偽情報および検証できない噂 ● <u>有害な健康関連の偽情報</u>：公衆衛生と安全に対する差し迫った危害に直接的な害をもたらす可能性の高い健康誤情報 ● <u>投票者または国勢調査への干渉</u>：選挙や国勢調査のプロセスに人々が参加する能力を妨害するリスクに直接つながる可能性が高い偽情報 ● <u>加工されたメディア</u>：明瞭さや画像・音質の調整にとどまらず、動画の被写体が実際には発言していない言葉を使ったと一般の利用者に誤解させるような編集または合成が、一般の利用者にはわからない形で行われている動画など ● <u>プラットフォームの信頼性と完全性を損なう誤情報</u>（配信の減少、警告ラベル等により対応）	● <u>意図にかかわらず、個人や社会に重大な危害を及ぼし得る不正確な、誤解を招く、または虚偽のコンテンツ</u> ● <u>公共の安全に危険を及ぼしたり、危機または緊急事態についてパニックを引き起こしたりする誤情報</u> ● <u>誤った医療情報</u> ● <u>確立した科学的コンセンサスを阻害する気候変動に関する誤情報</u> ● <u>暴力的またはヘイトに満ちた危険な陰謀論</u> ● <u>個人を名指しして攻撃する、特定の陰謀論</u> ● <u>現実世界の出来事について人に誤解を与えるようなやり方で編集、接合、または合成された素材</u>	● <u>事実として提示された特定の主張が、明らかに虚偽であるか実質的に誤解を招くものであり、害を及ぼす恐れがある場合（削除）</u> - ー まもなく実施されるか終わったばかりの選挙の投票の時間、場所、手段、資格要件に関する虚偽の、または実質的に誤解を招く情報が含まれたコンテンツ - ー 被害を引き起こす恐れのある脅威、暴力、危険についての根拠のない主張など、緊急時パニックを誘発したり、安全対策を講じる意欲を失わせたりするような主張 - ー 特定の場所における人権侵害または軍事紛争の証拠として提示された、実際には別の場所、出来事、期間の、不正確なコンテンツ - ー 実際の出来事を歪曲した、対象者、他の個人やグループ、または社会全体に害を及ぼす恐れのある、加工された画像や動画などの合成または操作されたメディアなど ● <u>虚偽であるか実質的に誤解を招くものではないものの、害を及ぼす恐れがないコンテンツ（投稿者のネットワーク外での配信を制限）</u>

主な情報伝送PFが実施する「コンテンツモデレーション」の類型

- 本検討会においてヒアリングを実施したプラットフォーム事業者のうち、一部の国内事業者及び全ての国外事業者は、偽・誤情報ポリシー等に定める禁止事項に違反した場合や同ポリシー等違反でない場合における偽・誤情報への対応として、コンテンツモデレーション等の具体的な対応方法を回答。
- 一部の国内事業者及びほぼ全ての国外事業者は、偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等についての考え方や、コンテンツモデレーション等のうち投稿の削除の対象となる偽・誤情報についての例示等を回答。

◆ 情報伝送PFが実施するコンテンツモデレーション（例）

- 投稿の削除
- アカウントの停止・削除
- 再取得したアカウントにおける投稿制限
- サービスの利用停止
- 他のサービスや機能へのアクセス制限
- プロフィールの編集要請
- 第三者が閲覧又はアクセスできない状態化
- 表示の降格
- 検索結果の上位表示の回避
- おすすめやトレンド等の対象外化
- 投稿時の注意喚起や警告ラベルの表示
- 閲覧を望まない第三者への非表示
- 第三者に対する変化の激しい出来事ガイド、信憑性未確認ラベルやファクトチェック結果の表示

インターネット・ホットラインセンター（IHC）による送信防止措置の依頼①

- 警察庁の委託を受け、インターネット上の**違法情報**や**自殺誘引等情報**、**重要犯罪密接関連情報**の通報を受理し、ガイドラインに基づいて**警察に情報提供**するとともに、サイト管理者等に**送信防止措置を依頼**。

◆ 対応の対象となる「違法情報」

1. わいせつ電磁的記録記録媒体陳列 
2. 児童ポルノ公然陳列 
3. 売春目的等の誘引 
4. 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為
5. 薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あり、又は唆す行為
6. 規制薬物の広告 
7. 指定薬物等である疑いがある物品の広告
8. 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告
9. 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引 
10. 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引
11. 識別符号の入力を不正に要求する行為（フィッシング行為）
12. 不正アクセス行為を助長する行為（ID、パスワードの無断掲載）

◆ 対応の対象となる「自殺誘引等情報」

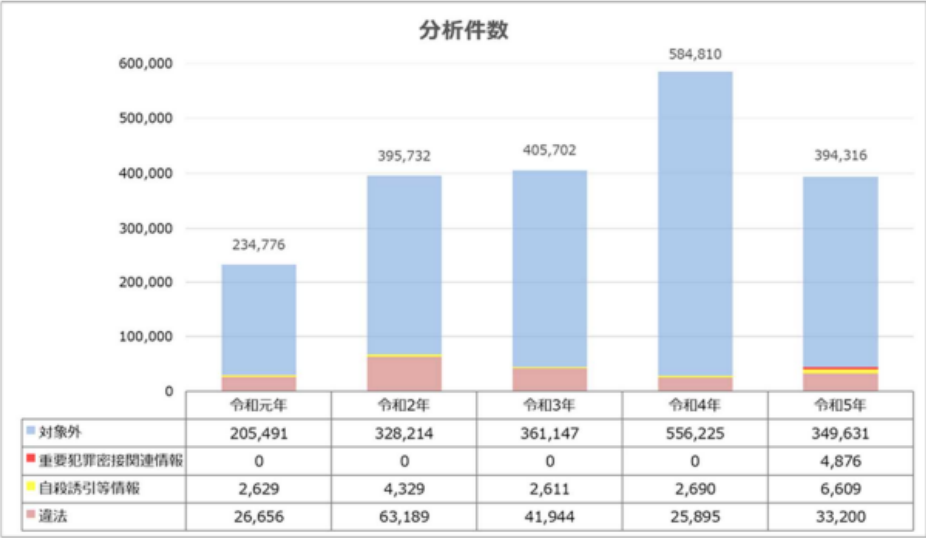
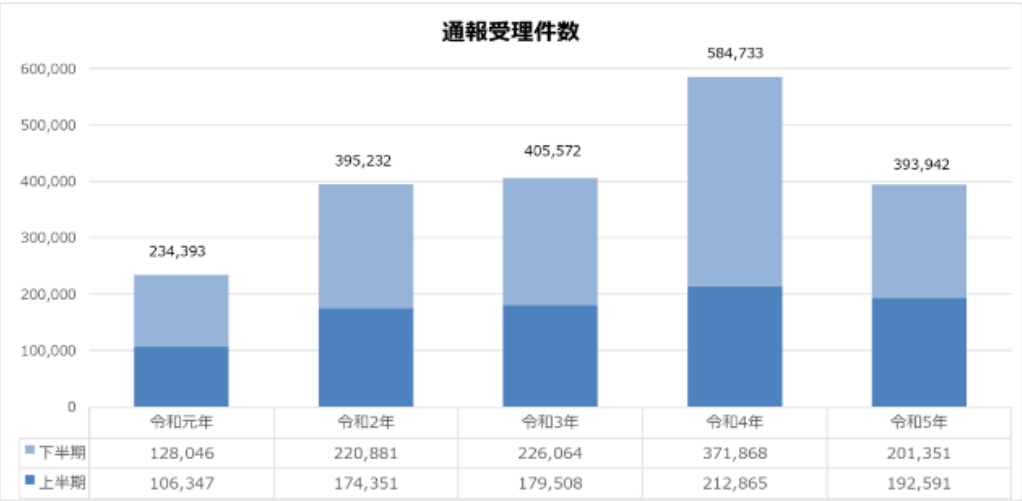
1. 自殺関与 
…自殺を仄めかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等と持ちかける情報
2. 自殺の誘引・勧誘
…集団自殺の呼びかけ等、他者の自殺を誘引・勧誘する情報

◆ 対応の対象となる「重要犯罪密接関連情報」

1. 拳銃等の譲渡等 
…拳銃、小銃、機関銃、砲の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等する情報
2. 爆発物・銃砲等の製造 
…爆発物又は銃砲等の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められる情報
3. 殺人等 
…殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫を直接的かつ明示的に請負等する情報
4. 臓器売買…臓器売買を直接的かつ明示的に誘引等する情報 
5. 人身売買…人身売買を直接的かつ明示的に誘引等する情報 
6. 硫化水素ガスの製造 
…硫化水素ガスの製造方法を教示し、その製造を誘引する情報
7. ストーカー行為等 
…ストーカー行為等の規制等に関する法律のつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等によって不安を覚えさせる行為又はストーカー行為を直接的かつ明示的に請負等する情報
8. 犯罪実行者の募集 
…具体的な仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆して行う犯罪の実行者を募集する情報（いわゆる闇バイトの求人・求職）

インターネット・ホットラインセンター（IHC）による送信防止措置の依頼②

- IHCは、2023年1月から12月までの12か月間で**393,942件**（運用ガイドラインに基づく分析件数としては**394,316件**）の**通報**を受理。



◆ 違法情報の処理結果

	分析件数 (国 内)	警察へ 通報	削除依頼	削除完了
わいせつ電磁的記録記録媒体陳列	2,435 件	2,338 件	1,675 件	1,419 件
児童ポルノ公然陳列	412 件	379 件	199 件	191 件
売春目的等の誘引	27 件	27 件	16 件	16 件
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為	0 件	0 件	0 件	0 件
薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、および、又は唆す行為	2 件	1 件	0 件	0 件
規制薬物の広告	53 件	50 件	22 件	19 件
指定薬物の広告	0 件	0 件	0 件	0 件
指定薬物等である疑いがある物品の広告	0 件	0 件	0 件	0 件
危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告	0 件	0 件	0 件	0 件
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	3 件	3 件	1 件	0 件
携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引	1 件	1 件	0 件	0 件
識別符号の入力を不正に要求する行為	25 件	19 件	0 件	0 件
不正アクセス行為を助長する行為	0 件	0 件	0 件	0 件
合計	2,958 件	2,818 件	1,913 件	1,845 件

※ 削除依頼より5営業日後に確認した際の件数です。令和6年1月末時点では、1,716件(89.7%)が削除に至りました。

◆ 重要犯罪密接関連情報の処理結果

	分析件数	対応依頼	削除完了
拳銃等の譲渡等	15 件	10 件	8 件
爆発物・銃砲等の製造	16 件	15 件	7 件
殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫	411 件	356 件	252 件
臓器売買	18 件	16 件	5 件
人身売買	0 件	0 件	0 件
硫化水素ガスの製造	2 件	1 件	1 件
スローカー行為等	3 件	2 件	2 件
犯罪実行者募集	4,411 件	2,979 件	2,136 件
合計	4,876 件 (4,132 件)	3,379 件 (3,022 件)	2,411 件 (2,139 件)

※ ()内は、サイバーパトロールセンター(警察庁委託事業)からの通報分を内数で示したものです。
※ 削除完了件数は、令和6年1月末に確認した際の件数です。

◆ 自殺誘引等情報の処理結果

	分析件数	対応依頼	削除完了
自殺関与	115 件	115 件	87 件
自殺の誘引・勧誘(集団自殺の呼びかけ等)	6,494 件	6,493 件	3,764 件
合計	6,609 件 (6,530 件)	6,608 件 (6,529 件)	3,851 件 (3,804 件)

※ ()内は、サイバーパトロールセンター(警察庁委託事業)からの通報分を内数で示したものです。
※ 削除完了件数は、令和6年1月末に確認した際の件数です。

薬機法に基づく厚生労働大臣・都道府県知事による送信防止措置要請①

- 薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）は、医薬品等の名称、効能、効果又は性能に関して、**虚偽・誇大広告を禁止**。
- 上記を含めた広告規制に違反する広告について、**厚生労働大臣又は都道府県知事は、特定電気通信役務提供者（情報伝送PFなど）に対し、その送信を防止する措置の実施を要請**できる。
- 上記要請を受けて送信防止措置を講じた特定電気通信役務提供者は、当該措置により発信者に生じた損害について、当該措置が当該広告である情報の不特定の者に対する送信を防止するために**必要な限度において行われたものであるときは免責**。

◆ 薬機法の関連条文

（誇大広告等）

第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。

2 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。

3 （略）

（違反広告に係る措置命令等）

第七十二条の五 （略）

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十六条第一項又は第六十八条の規定に違反する広告（次条において「特定違法広告」という。）である特定電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者（同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

（損害賠償責任の制限）

第七十二条の六 特定電気通信役務提供者は、前条第二項の規定による要請を受けて特定違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の特定違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第四号に規定する発信者をいう。以下同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

薬機法に基づく厚生労働大臣・都道府県知事による送信防止措置要請②

- 虚偽・誇大広告と併せて禁止されている無承認医薬品の広告（薬機法68条）については、「インターネット上の無承認医薬品及び指定薬物等に係る広告監視指導について」（平成26年12月17日薬食監麻発1217第1号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）において、都道府県知事が特定電気通信役務提供者に対して送信防止措置の実施を要請する場合の手順・方式（事後に厚生労働省宛てに連絡することを含む）を規定・公表。

◆ 無承認医薬品及び指定薬物等に係るインターネット上の違法情報を発見した場合の対応について （「インターネット上の無承認医薬品及び指定薬物等に係る広告監視指導について」別添）

1 無承認医薬品に係るインターネット上の違法情報を発見した場合の対応について

（2）違反業者等への指導取締り、関係行政機関との連携

- 無承認医薬品に係る違法情報を発見した場合は、管内の業者等であることが判明している場合には、広告の中止等の措置を行うよう指導を行い、指導に従わない場合は、当該業者等に対して、法第72条の5第1項の規定により、当該広告の中止等の措置を行うよう命ずる。

なお、悪質な場合は、必要に応じて、警察等との連携を検討されたい。

（略）

（3）特定電気通信役務提供者への削除要請

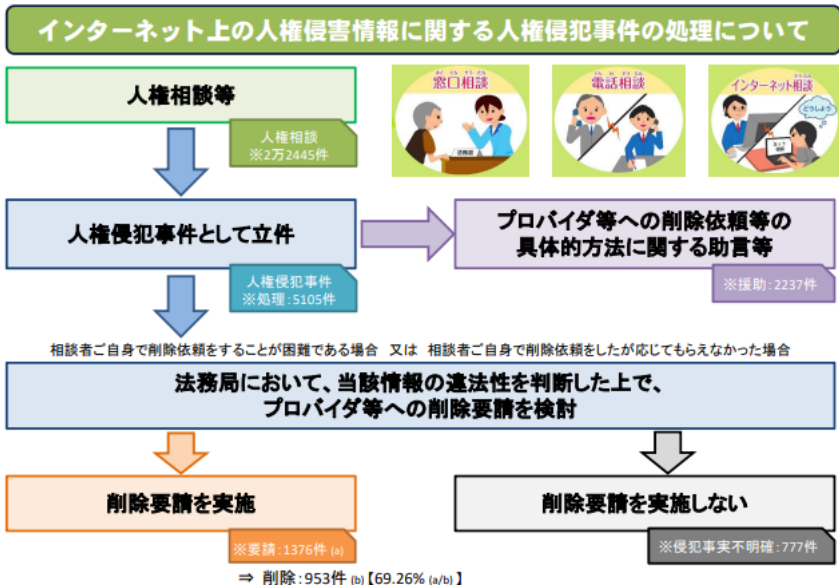
管内の業者等に対し上記（2）の指導等を行っても、当該業者等がインターネット上の無承認医薬品に係る違法情報の削除等を行わない場合には、法第72条の5第2項に基づき、別紙様式1を用いて特定電気通信役務提供者へ違法情報の送信防止措置を講ずることを要請できる。

なお、危険ドラッグに係る無承認医薬品の広告である場合には、当該情報の流通により甚大な保健衛生上の危害の発生のおそれがあり、当該違法情報を削除する緊急性が高いことから、違反業者等への上記（2）の指導等と並行して、又はこれに先行して当該要請を行うこととして差し支えない。

また、特定電気通信役務提供者に対して無承認医薬品に係る違法情報の送信防止措置を講じた場合には、当課あてに別紙様式2を用いて速やかに連絡いただくようお願いする。

法務省人権擁護機関による人権侵害情報の削除要請

- 名誉毀損、プライバシー侵害、不当な差別的言動等のインターネット上の人権侵害情報による人権侵害事件について、被害者等から相談を受けるなどした法務局は、必要な調査を行い、被害者に対して助言等の援助を行うほか、プロバイダ等（情報伝送PFなど）に対して任意の削除要請を行う。



※対象期間は、令和2年1月から令和4年12月（なお、要請件数については、閉鎖が確認された破産者情報サイトを除く。）
人権侵害事件の処理については、記載の要請等のほか、打ち切り（調査中に対象情報が削除され、申告が取り下げられる）等により終了する場合がある。

【インターネット上の人権侵害情報】法務省の人権擁護機関による削除要請と削除対応率（サイト別）

番号	サイト名	(種別)	要請件数 ○+△+× =□(件)	削除合計	○+△ (件)		削除せず × (件)	全部削除率 ○/□ (率)	削除対応率 (○+△)/□ (率)
					全部削除 ○ (件)	一部削除 △ (件)			
1	2ちゃんねるブックマーク	掲示板のコピーサイト	20	20	20	0	0	100.00%	100.00%
2	爆サイ.com	掲示板	187	186	182	4	1	97.33%	99.47%
3	FC2	ブログ	26	25	24	1	1	92.31%	96.15%
4	2ch勢いランキング	掲示板のコピーサイト	17	16	16	0	1	94.12%	94.12%
5	Amebaブログ	ブログ	16	15	15	0	1	93.75%	93.75%
6	ログ速	掲示板のコピーサイト	12	11	11	0	1	91.67%	91.67%
7	ライブドアブログ	ブログ	27	24	22	2	3	81.48%	88.89%
8	YouTube	画像・動画の共有サイト	110	84	83	1	26	75.45%	76.36%
9	Imgur	画像・動画の共有サイト	16	12	12	0	4	75.00%	75.00%
10	Facebook	SNS	13	9	8	1	4	61.54%	69.23%
11	ホストラブ	掲示板	12	8	6	2	4	50.00%	66.67%
12	2ちゃんねる(2ch.sc)	掲示板	85	56	44	12	29	51.76%	65.88%
13	Instagram	SNS	11	7	7	0	4	63.64%	63.64%
14	Yahoo!知恵袋	Q&Aサイト	22	13	9	4	9	40.91%	59.09%
15	5ちゃんねる	掲示板	99	50	44	6	49	44.44%	50.51%
16	みみずん検索	掲示板のコピーサイト	10	3	3	0	7	30.00%	30.00%
17	Twitter	SNS	143	36	31	5	107	21.68%	25.17%
18	2ch2net	掲示板	12	2	2	0	10	16.67%	16.67%
	その他		538	376	354	22	162	65.80%	69.89%
	全体		1376	953	893	60	423	64.90%	69.26%

※ 件数は、個別のプロバイダ等に対する削除要請の件数であり、個別の投稿の件数ではない。通例は、同一の被害者について、特定のサイト等に複数の人権侵害性のある投稿がなされ、そのような複数の投稿について、まとめてプロバイダ等に削除要請を行うところ、このようなプロバイダ等1社に対する要請1回を1件としてカウントしたもの。このうち、全部が削除された場合を「全部削除」、一部が削除されたものを「一部削除」とし、その合計を要請件数で除した数値を削除対応率として示した。

※ 削除には、被害者や地方公共団体による削除依頼に基づく削除のほか、投稿者による自主的な削除もある。

※ 法務省の人権擁護機関による削除要請と削除との条件関係は、厳密に特定できるものではない。

※ 対象期間は、令和2年1月～令和4年12月。対象期間中に処理を終えた要請件数が10件以上のサイト名を掲げた（閉鎖が確認された破産者情報サイトを除く。）。

2 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への 影響の軽減に向けた方策の在り方

(1) 情報伝送PFによる社会的影響の予測・軽減措置の実施

- 情報伝送PFは、自らが設計するサービスアーキテクチャ（サービスに組み込まれたアルゴリズムを含む）や利用規約等を含むビジネスモデルがもたらす将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、影響を軽減するための措置を検討・実施することが適当と考えられるところ、
 - **偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等を直接的に促進等することに重ねて、このような影響予測・軽減措置の確実な実施を制度的に担保する必要性**について、どう考えるか。
 - ※ 予測の指標の明確性・軽減措置の実効性に課題がある一方で、特に違法性・権利侵害性はないが有害な偽・誤情報の流通・拡散による社会的影響の軽減に向けた方策としては、表現の自由への過度の制約を避ける観点からも、情報伝送PFの自主性・裁量を認めながら影響予測・軽減措置の実施を促していくことが必要かつ適当という指摘も存在することについて、どう考えるか。
 - ※ レコメンデーションシステムやターゲティング技術を通じ、個人の特性や状況に応じた脆弱性に着目してコンテンツや広告の表示先・表示順位が決定されることにより、偽・誤情報の流通・拡散等による社会的影響が深刻化するリスクが指摘されているところ、こうしたリスクへの対応を含め、情報伝送PFのサービスアーキテクチャに起因する社会的影響を軽減するための方策としては、当該サービスアーキテクチャを自ら設計する情報伝送PF自身に影響予測と軽減措置の実施を求めることが適当との指摘も存在することについて、どう考えるか。
 - ※ 影響予測の指標に関し、本検討会で検討されている「情報流通の健全性」に関する基本理念が指針になり得るか。
- 影響予測の指標を明確化し、軽減措置の実効性を担保するために、民産学官を含むマルチステークホルダーが実施指針を策定し、影響予測の結果や講じられた軽減措置の効果を検証・評価することなどが考えられるところ、
 - この場合の**民産学官の具体的な役割分担**をどのように考えるか。
 - **マルチステークホルダーによる検証・評価能力**をどのように確保するか。
 - 例) マルチステークホルダー（又はこれを構成する研究者・研究機関）に情報伝送PFから関連する情報やデータが確実に提供されることを制度的に担保する必要性について、どう考えるか。この場合、当該情報やデータに含まれる個人情報や機密情報の適正な取扱いをどのように担保するか。
 - **マルチステークホルダーが策定した実施指針や検証・評価の結果を情報伝送PFのサービスに確実に反映するための方法**として、どのようなものが適当か。
 - ※ 例えば次の①～④などが考えられるが、どうか。
 - ① 実施指針を踏まえた行動規範を各情報伝送PFが策定・公表
 - ② 検証・評価の結果を公表
 - ③ 検証・評価の結果を踏まえ、情報伝送PFにおいて影響軽減策を自主的に策定・公表
 - ④ 検証・評価の結果の中に具体的な影響軽減策を含めた上で、情報伝送PFにおいて当該影響軽減策を確実に実施

(2) 特に災害発生時等における対応

- 情報伝送PFは、災害発生時等、限られた時間の中で多くの人の間で適時に正確な情報の共有が求められる場面において、公共的役割として人々にとって必要な正確な情報を迅速かつ適時・確実に伝送すべく、平時から計画を立て、災害発生時等には当該計画に従って即応することを検討することが適当と考えられるところ、
 - こうした計画の一部として、**災害発生時等に自社のビジネスモデルがもたらす社会的影響を平時から予測し、有効な軽減措置をあらかじめ検討しておく必要性**について、どう考えるか。
 - この場合の「災害発生時等」に該当するための要件や、始期・終期を誰がどのような手続で決定するのかについては、明確に定められる必要があり、少なくとも始期・終期についてはマルチステークホルダーの協議によって決定することを検討することが適当と考えられるところ、こうした**マルチステークホルダーによる協議・決定のプロセス**について、**透明性を確保**しつつ、具体的にどのように定めることが必要かつ適当か。

參考資料

事業者に自社サービス等の運営状況等を事後的に評価させる制度の具体例（国内）

		特定利用者情報の取扱状況の評価	特定DPFの透明性及び公正性についての評価	踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価
根拠規定		電気通信事業法27条の9	DPF取引透明化法9条	踏切道改良促進法12条
事業者による自己評価	評価主体	法27条の5の規定により指定された電気通信事業者（指定電気通信事業者）	特定DPF提供者	法3条1項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者
	評価のタイミング	毎事業年度	毎年度末日から2月以内	踏切道の改良の完了後、遅滞なく
	評価対象	特定利用者情報の取扱いの状況 …少なくとも次に掲げる事項： a. 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況 b. 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい	a. 特定DPFについての苦情の処理及び紛争の解決に関する事項 b. 特定DPFの提供条件等の開示の状況に関する事項 c. 特定DPF提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置として講じた措置に関する事項 d. 特定DPFの事業の運営実態を踏まえ、透明性及び公正性の観点から特に留意して講じた措置に関する事項	当該踏切道の改良の完了後の踏切道における以下の事項： a. 交通量 b. 踏切事故の発生状況 c. その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況
	評価項目・勘案事項等	直近の事業年度における以下の事項： ・ 社会情勢 ・ 技術の動向 ・ 外国の制度 ・ サイバーセキュリティに対する脅威 ・ その他の状況の変化	a. の事項について： ・ 商品等提供利用者からの苦情及び紛争の件数 ・ 苦情及び紛争の主な類型 ・ 苦情及び紛争の処理期間の平均期間 ・ 苦情及び紛争の結果の概要 b. の事項について： ・ 利用者に開示した提供条件の内容 ・ 当該提供条件が法定の方法により開示されたことを示す内容 c. の事項について： ・ 指針※2.1～2.4に記載された基本的な考え方に示されたそれぞれの方向性（公正性確保のための体制・手続整備、苦情・紛争処理解決のための体制・手続整備、コミュニケーションを国内で管理する者の設置、その他取引先事業者の事情を考慮するために必要な措置）を実現するために講じた措置の具体的な内容 ・ 当該措置が当該方向性を実現する上で適切かつ有効なものとする理由	当該踏切道の改良の完了後の踏切道が特定指定要因基準（注）に該当するかどうか （注）改良すべき踏切道としての国土交通大臣による指定に際して該当するとされた基準（例：1日当たりの踏切自動車交通遮断量が5万以上など）

※ 特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針（令和3年経済産業省告示第16号）

事業者自社サービス等の運営状況等を事後的に評価させる制度の具体例（国内）

(続き)		特定利用者情報の取扱状況の評価	特定DPFの透明性及び公正性についての評価	踏切道の改良の完了後の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況についての評価
第三者による検証・評価	検証・評価主体	-	経済産業大臣	国土交通大臣
	検証・評価の項目・勘案事項等	-	特定DPF提供者が、自らが講じた措置により指針「2 基本的な考え方」に示された以下の事項に関する方向性を適切かつ有効に実現しているか - 公正性確保のための体制・手続整備 - 苦情・紛争処理解決のための体制・手続整備 - コミュニケーションを国内で管理する者（国内管理人）の設置 - その他取引先事業者の事情を考慮するために必要な措置	踏切道の改良の完了後においてもなお、改良すべき踏切道の指定に係る基準に該当することとなる踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認められるか
	検証・評価結果をサービス等へ反映する方法	-	- 経済産業大臣において、評価の結果を特定DPF提供者による自己評価を含む報告書の概要とともに公表 - 特定DPF提供者において、経済産業大臣による評価の結果を踏まえ、特定DPFの透明性及び公正性の自主的な向上に努める - 経済産業大臣において、独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、公正取引委員会に対し対処を要請	国土交通大臣において、鉄道事業者及び道路管理者に対し、地方踏切道改良計画の変更等を勧告

事業者に自社サービス等が外部的な権利・利益に与える影響等を事前に予測させる制度の具体例（国内）①

	内部統制報告制度	特定個人情報保護評価
根拠規定	金融商品取引法24条の4の4	マイナンバー法28条
予測主体	上場会社等（の経営者）	行政機関の長等
予測の タイミング	毎事業年度	- 特定個人情報ファイルを保有しようとするとき - 当該特定個人情報ファイルについて重要な変更を加えようとするとき
予測対象	当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（財務報告に係る内部統制（注））の有効性 （注）以下の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセス： a. 業務の有効性及び効率性 b. 報告の信頼性 c. 事業活動に関わる法令等の遵守 d. 資産の保全	特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響
事業者による事前予測 予測の項目・ 勘案事項等	- 統制環境 例）経営者は、信頼性のある財務報告を重視し、財務報告に係る内部統制の役割を含め、財務報告の基本方針を明確に示しているか など - リスクの評価と対応 例）信頼性のある財務報告の作成のため、適切な階層の経営者、管理者を関与させる有効なリスク評価の仕組みが存在しているか など - 統制活動 例）信頼性のある財務報告の作成に対するリスクに対処して、これを十分に軽減する統制活動を確保するための方針と手続を定めているか など - 情報と伝達 例）信頼性のある財務報告の作成に関する経営者の方針や指示が、企業内の全ての者、特に財務報告の作成に関連する者に適切に伝達される体制が整備されているか など - モニタリング 例）日常的モニタリングが、企業の業務活動に適切に組み込まれているか など - IT（情報技術）への対応 例）経営者は、ITに関する適切な戦略、計画等を定めているか など	- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数 - 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量 - 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況 - 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要 - 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式 - 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置 例） - 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策（ユーザ認証の管理など） - 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策（特定個人情報の提供・移転に関するルールなど） - 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策（事故発生時手順の策定・周知など） - 特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因
予測の指針 （策定主体）	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（企業会計審議会）	特定個人情報保護評価指針（個人情報保護委員会）

事業者に自社サービス等が外部的な権利・利益に与える影響等を事前に予測させる制度の具体例（国内）①

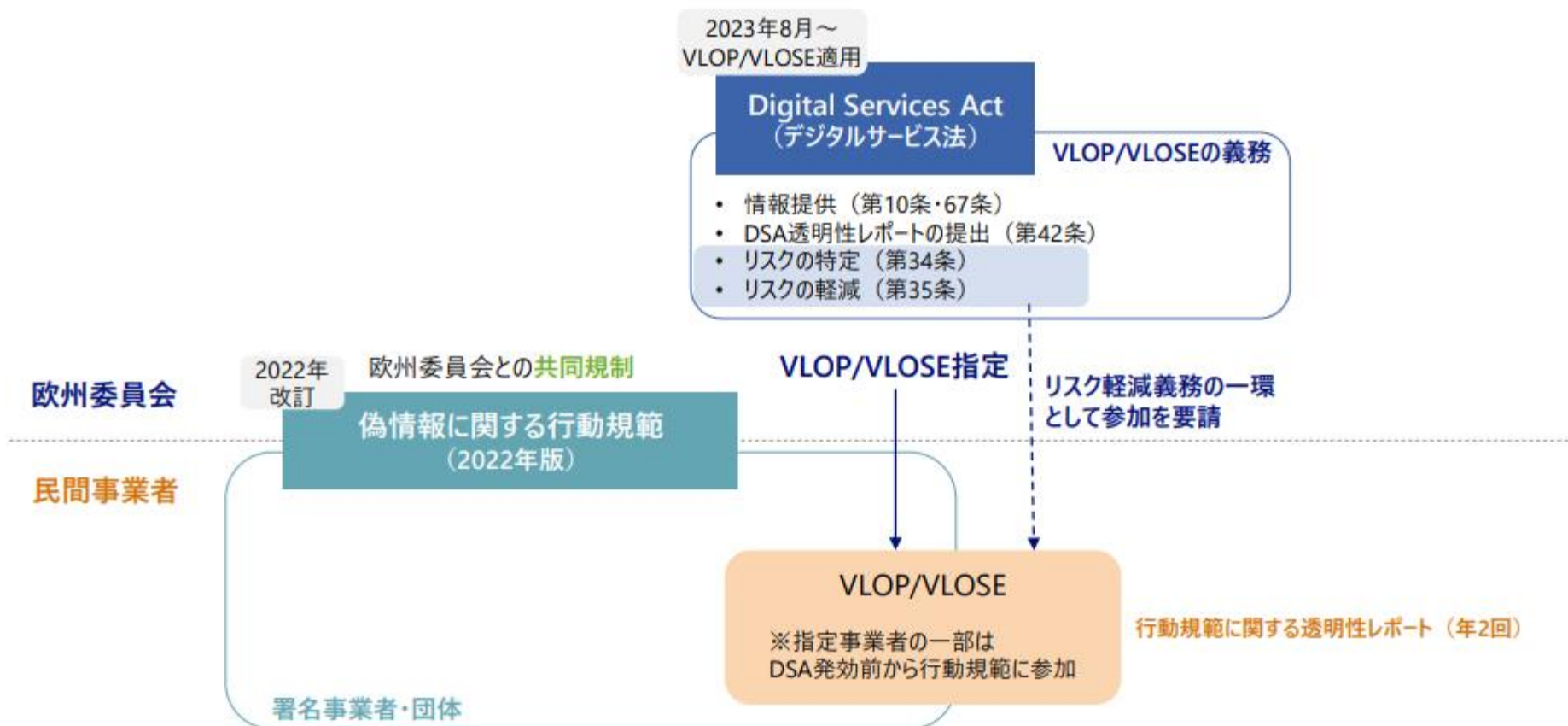
（続き）		内部統制報告制度	特定個人情報保護評価
第三者による検証・評価	検証・評価主体	公認会計士又は監査法人	個人情報保護委員会
	検証・評価の項目・勘案事項等	- 経営者による全社的な内部統制の評価の妥当性 ・・・この検討に当たって、取締役会、監査役等、内部監査等、経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況について十分に考慮 - 経営者による業務プロセスに係る内部統制の評価の妥当性 ・・・この検討に当たって、経営者による全社的な内部統制の評価の状況を勘案し、業務プロセスを十分に理解した上で、経営者が統制上の要点を適切に選定しているかを評価	- 適合性：特定個人情報保護評価指針に定める実施手順等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか - 妥当性：特定個人情報保護評価の内容は、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか
	検証・評価結果をサービス等へ反映する方法	- 内部統制報告書の提出を受けた内閣総理大臣においてこれを公衆縦覧 - 内部統制報告書への虚偽記載に対する法定の民事・刑事責任	個人情報保護委員会において、必要と認めるときは、マイナンバー法の規定に基づく指導・助言、勧告・命令等を行い、行政機関の長等による予測の結果を記載した評価書の再提出その他の是正を求める

事業者に自社サービス等が外部的な権利・利益に与える影響等を事前に予測させる制度の具体例（国内）②

		環境影響評価	発電用原子炉施設の安全性向上評価
根拠規定		環境影響評価法	原子炉等規制法43条の3の29
事業者による事前予測	予測主体	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者	発電用原子炉設置者
	予測のタイミング	事業を実施しようとするとき	定期事業者検査の終了日以降6月を超えない時期
	予測対象	事業の実施が環境に及ぼす影響	発電用原子炉施設の安全性
	予測の項目・勘案事項等	事業の種類（例：道路の新設及び改築の事業、ダムの新築、堰の新築及び改築の事業、鉄道・軌道の建設及び改良の事業など）ごとに主務省令（注）で定めるところにより事業者が選定した項目 （注）例えば「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」は、道路事業に係る環境影響評価の項目について、以下のような項目を勘案して選定するものとする： - 建設機械の稼働や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等、騒音、振動への影響 - 工事施工ヤードや工事用道路等の設置による重要な地形及び地質への影響 - 自動車の走行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音、振動への影響 など	a. 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項 - 事故の発生の防止等に資する設備又は機器の設置 - 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制の整備 b. 上記措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項
	予測の指針（策定主体）	事業の種類ごとに主務省令で定める（主務大臣）	実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド（原子力規制委員会）
第三者による検証・評価	検証・評価主体	免許等を行う者	原子力規制委員会
	検証・評価の項目・勘案事項等	対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうか	予測（評価）に係る調査及び分析並びに評価の方法が原子力規制委員会規則で定める方法（注）に適合しているか （注）当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること、認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること等を確認することなど
	検証・評価結果をサービス等へ反映する方法	免許等を行う者において、検証・評価（審査）の結果を踏まえ、免許等を拒否する処分を行い、又は免許等に必要な条件を付す	原子力規制委員会において、調査若しくは分析又は評価の方法の変更を命令（違反に対しては20万円以下の過料）

EUデジタルサービス法（DSA）に基づくシステミックリスクの評価制度の概要①

行動規範への参加は、VLOP/VLOSEのリスク軽減義務の一環に位置づけられる



出所) 欧州委員会「Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation」<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/guidance-strengthening-code-practice-disinformation>
「Protecting democracy」https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/new-push-european-democracy/protecting-democracy_en

EUデジタルサービス法（DSA）に基づくシステミックリスクの評価制度の概要②

DSAにおけるリスク評価の枠組み

署名事業者・団体のうち、DSAにおいてVLOP・VLOSEに指定される事業者は、リスク評価を含めたDSA、行動規範それぞれの遵守状況について独立機関から監査を受ける必要がある。

- 署名事業者・団体のうち、VLOP・VLOSEに指定されている事業者は、DSA第37条、行動規範コミットメント44に基づいて、独立した監査機関から行動規範の遵守状況について監査を受けなければならない。
 - 監査主体の要件は、VLOP・VLOSEから独立・利益相反しないこと、リスク管理等の専門知識を持つこと、客観性・職業倫理を遵守することと定められている。
- 欧州委員会はDSA第87条に従い、監査の手順や方法及び報告テンプレートを定める委任法の採択権限を持つ。

独立監査の流れ

VLOP・VLOSEに該当する署名事業者・団体

① システミックリスクの識別・分析・評価（DSA第34条）

- ✓ 評価は年1回以上行う必要がある
- ✓ 具体例は以下（※システミックリスク評価に含む必要あり）
 - ・ 市民言説・選挙等への悪影響リスク
 - ・ 基本権に対する悪影響リスク
 - ・ 違法コンテンツの拡散リスク
 - ・ 人の心身の幸福へのリスク 等

② 合理的・比例的かつ有効な軽減措置（DSA第35条）

- ✓ ①の評価内容を踏まえて措置を行う。措置の具体例は以下
 - ・ サービス設計・機能等の工夫
 - ・ 利用規約の工夫
 - ・ コンテンツモデレーション手続の工夫
 - ・ 軽減措置を講じる約束を定めた行動規範^{（※）}の策定
 - ・ アルゴリズム、広告表示の工夫 等

〔※ 欧州委員会等が作成を奨励・促進。特に、偽情報リスクの場合、事業者が作成した行動規範の支持・遵守が「適切な軽減措置と解され得る」とされる。〕

④ 監査を踏まえた取組報告書の作成（DSA第37条）

- ✓ コンプライアンス達成のための推奨事項を実施する場合は、具体的な措置を記載する必要がある。
- ✓ 実施しない場合は、実施しない理由と代替措置を記載する必要がある。

独立監査主体

監査主体の要件 ①VLOP/VLOSEと独立・利益相反しない
②リスク管理等の専門知識を持つ
③客観性・職業倫理の遵守

③ 監査の実施（DSA第37条、行動規範コミットメント44）

- ✓ 監査対象は以下
 - ・ 「DSA上の義務」の遵守状況
 - ・ 「行動規範を通じて自主的に誓約した事項」の遵守状況
- ✓ 監査意見は次の三段階で、「肯定的」以外の意見の場合はVLOP・VLOSEに対して報告書の作成が求められる
 - ・ 「肯定的」
 - ・ 「コメント付き肯定的」
 - ・ 「否定的」

「肯定的」以外の意見の場合

※24年8月に最初の独立監査の報告の見込み
（24年3月時点ではリスク評価に関する資料は公表されていない）

遵守状況を監査

EUデジタルサービス法（DSA）に基づくシステミックリスクの評価制度の概要③

DSAにおけるリスク評価とリスク軽減ーリスク評価関連

VLOP/VLOSEは第34条で偽情報の拡散を含むリスクの特定が義務付けられている

■ 第34条 リスク評価

- 1. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、そのサービスおよびアルゴリズムシステムを含む関連システムの設計もしくは機能、またはそのサービスの利用に起因する、当組合におけるシステミックリスクを真摯に特定、分析および評価しなければならない。リスク評価は、第33条第6項第2号で言及されている適用日まで、また、その後少なくとも1年に1回、さらに、いかなる場合においても、本条に従って特定されたリスクに重大な影響を及ぼす可能性のある機能を展開する前に、実施しなければならない。このリスク評価は、そのサービスに特化し、システミックリスクに比例し、その重大性と蓋然性を考慮したものでなければならず、以下のシステミックリスクを含むものとする：
 - ・ (a) そのサービスを通じて違法なコンテンツを広めること；
 - ・ (b) 基本的権利、特に憲章第1条に謳われる人間の尊厳、憲章第7条に謳われる私生活および家族生活の尊重、憲章第8条に謳われる個人情報の保護に関する基本的権利の行使に対する、現実または予見可能な悪影響、憲章第11条に謳われるメディアの自由と多元性を含む表現と情報の自由、憲章第21条に謳われる非差別、憲章第24条に謳われる児童の権利の尊重、憲章第38条に謳われる高水準の消費者保護；
 - ・ (c) 市民的言論や選挙プロセス、治安に及ぼす実際の、あるいは予見可能な悪影響；
 - ・ (d) ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生および未成年者の保護、本人の身体的・精神的福利に対する深刻な悪影響に関連する、実際または予見可能な悪影響；
- 2. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、リスク評価を実施する際、特に、以下の要因が第1項にいうシステミックリスクのいずれかに影響を及ぼすかどうか、およびどのように影響を及ぼすかを考慮しなければならない：
 - ・ (a) レコメンダーシステムおよびその他の関連するアルゴリズム・システムの設計；
 - ・ (b) コンテンツモデレーションシステム；
 - ・ (c) 適用される条件およびその実施；
 - ・ (d) 広告の選択および表示システム；
 - ・ (e) 提供者のデータに関する慣行；
- 評価はまた、第1項におけるスクが、サービスの意図的な操作（真正でない利用や自動化された利用を含む）、違法なコンテンツや利用規約と相容れない情報の増幅や潜在的な迅速かつ広範な拡散によって影響を受けているかどうか、またどのように影響を受けているかを分析するものとする。評価は、加盟国に特有の場合を含め、特定の地域的または言語的側面を考慮するものとする。
- 3. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、リスク評価の実施後少なくとも3年間は、リスク評価の裏付けとなる文書を保存し、要請があれば、欧州委員会および設置国のデジタルサービスコーディネーターに伝達しなければならない。

EUデジタルサービス法（DSA）に基づくシステミックリスクの評価制度の概要④

DSAにおけるリスク評価とリスク軽減—リスク軽減関連

VLOP/VLOSEは第35条でリスクの軽減を義務付けられている

■ 前文第86項

- 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、基本的権利を遵守しつつ、リスク評価で特定されたシステミックリスクを真摯に軽減するために必要な手段を展開すべきである。採用される措置は、本規則のデューデリジェンス要件を尊重し、特定された特定のシステミックリスクを軽減する上で合理的かつ効果的でなければならない。これらの措置は、超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーの経済的能力、および基本的権利に対する潜在的な悪影響を十分に考慮し、そのサービスの利用に対する不必要な制限を回避する必要性に照らして、相応のものでなければならない。これらのプロバイダーは、表現の自由への影響を特に考慮すべきである。

■ 第35条 リスクの軽減

- 1. 超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、第34条に従って特定された特定のシステミックリスクに合わせた、合理的、比例的かつ効果的な軽減措置を、当該措置が基本的権利に与える影響を特に考慮して、講じなければならない。かかる措置には、該当する場合、以下が含まれる：
 - ・ (a) オンライン・インターフェースを含む、サービスのデザイン、特徴または機能を適合させること；
 - ・ (b) 利用規約およびその実施方法を変更すること；
 - ・ (c) 特定の種類の違法コンテンツに関連する通知の処理速度および質を含む、コンテンツ調整プロセスの適合。また、特に違法なヘイトスピーチやサイバー暴力に関して、適切な場合には、通知されたコンテンツの迅速な削除、またはアクセス不能化、ならびにコンテンツ調整のための関連する意思決定プロセスおよび専用リソースの適合を含む、コンテンツ調整プロセスの適合を行うこと；
 - ・ (d) レコメンダー・システムを含むアルゴリズム・システムをテストし、適合させること；
 - ・ (e) 広告システムを適合させ、提供するサービスに関連する広告の提示を制限又は調整することを目的とした的を絞った措置を採用すること；
 - ・ (f) 特にシステミックリスクの検知に関して、その活動の内部プロセス、リソース、テスト、文書化、または監督を強化すること；
 - ・ (g) 第22条に従った信頼できる旗振り業者との協力、および第21条に従った裁判外の紛争解決機関の決定の実施を開始または調整すること；
 - ・ (h) 第45条および第48条にそれぞれ言及される**行動規範**および危機プロトコルを通じて、オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンの他のプロバイダーとの協力を開始または調整すること；
 - ・ (i) サービスの受け手に多くの情報を提供するために、啓発措置を講じ、オンライン・インターフェースを適合させること；
 - ・ (j) 適切な場合には、年齢認証やペアレンタルコントロールツール、未成年者が虐待を通報したり支援を受けたりするのを支援するためのツールなど、児童の権利を保護するための的を絞った措置を講じること；
 - ・ (k) 生成または加工された画像、音声、映像であるか否かを問わず、実在する人物、物、場所、その他の実体または出来事に著しく類似し、真正または真実であるかのように人に誤認させるような情報の項目は、オンライン・インターフェースに表示される際、目立つマークによって区別できるようにし、さらに、サービスの受信者がそのような情報を表示できるような使いやすい機能を提供すること。
- 2. (略)

DSAとEU行動規範の関係①

DSAと行動規範の関係性 (1/2)

欧州委員会は行動規範の策定と参加を奨励しており、行動規範の遵守はVLOP/VLOSEのリスク軽減義務の一環に位置付けられる。不参加はDSAの義務違反の考慮要素となりうる

■ 前文第103項

- 欧州委員会および理事会は、本規則の適用に資するため、自主的な**行動規範の策定と、それらの規範の規定の実施を奨励すべき**である。欧州委員会および理事会は、行動規範が、取り組んでいる公益目的の性質を明確に定義し、その目的の達成を独立的に評価する仕組みを含む、関係当局の役割が明確に定義されていることを目指すべきである。特に、安全保障、プライバシー、個人情報の保護への悪影響の回避や、一般的な監視義務を課すことの禁止に注意を払うべきである。**行動規範の実施は測定可能であり、公的な監視の対象となるべきであるが、そのような規範の自発的な性質や、利害関係者が参加するかどうかを決定する自由を損なうことがあってはならない。**特定の状況においては、**超大規模オンラインプラットフォームが特定の行動規範の策定に協力し、遵守することが重要**である。本規則のいかなる規定も、他のサービスプロバイダーが同じ行動規範に参加することにより、デューデリジェンスの同じ基準を遵守し、ベストプラクティスを採用し、欧州委員会および理事会が提供するガイドラインの恩恵を受けることを妨げるものではない。

■ 前文第104項

- 本規則は、そのような行動規範のために考慮すべき分野を特定することが適切である。特に、特定の種類の**違法コンテンツに関するリスク軽減措置は、自主規制および共同規制の合意を通じて検討されるべき**である。また、情報操作や虐待行為、未成年者への悪影響など、システミックリスクが社会と民主主義に及ぼしうる負の影響についても検討すべきである。これには、**意図的に不正確な、あるいは誤解を招くような情報を、時には経済的利益を得る目的で作成するためにボットや偽アカウントを使用するなど、偽情報を含む情報の増幅を目的とした協調的な操作が含まれ、これらは特に未成年者などサービスの受け手である弱者にとって有害である。**このような分野に関連して、超大規模オンラインプラットフォームや超大規模オンライン検索エンジンによる所定の**行動規範の遵守とコンプライアンスは、適切なリスク軽減措置として考えられる。**オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンのプロバイダーが、そのような**行動規範の適用への欧州委員会による招へいを適切な説明なしに拒否した場合、当該オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンが本規則の定める義務に違反したか否かを判断する際に、関連のある範囲で考慮されうる。**

■ 前文第106項

- 本規則に基づく行動規範（Codes of conduct）におけるルールは、「製品安全に関する誓約」、「インターネット上の偽造品販売に関する覚書」、「オンライン上の違法なヘイトスピーチ対策に関する行動規範」ならびに「**偽情報に関する行動規範**」など、欧州連合レベルですでに確立されている自主規制の取り組みの基礎となりうる。特に**後者（偽情報に関する行動規範）については、欧州委員会のガイダンスに従い、欧州民主主義計画で発表されたとおり、偽情報に関する行動規範が強化された。**

DSAとEU行動規範の関係②

DSAと行動規範の関係性 (2/2)

欧州委員会は行動規範の策定と参加を奨励しており、行動規範の遵守はVLOP/VLOSEのリスク軽減義務の一環に位置付けられる。不参加はDSAの義務違反の考慮要素となりうる

■ 第45条 行動規範

- 1. 欧州委員会および理事会は、特に競争法および個人情報の保護に関するEU法に従い、さまざまな種類の違法コンテンツおよびシステムリスクへの取り組みという特定の課題を考慮しつつ、本規則の適切な適用に貢献するため、**EUレベルでの自主的な行動規範の作成を奨励し、促進するものとする。**
- 2. 第34条第1項の意味における重大なシステムリスクが出現し、複数の超大規模オンラインプラットフォームまたは超大規模オンライン検索エンジンに関係する場合、欧州委員会は、関係する超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーまたは超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダー、および他の超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダー、超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーを招待することができる、適切な場合には、オンラインプラットフォームおよびその他の仲介サービスのプロバイダー、ならびに関連する管轄当局、市民社会組織およびその他の関連する利害関係者に対し、特定の**リスク軽減措置**を講じることを約束すること、および講じられた措置とその結果に関する定期的な報告枠組みを定めることを含め、**行動規範の策定に参加するよう求めることができる。**
- 4. 委員会および理事会は、行動規範が第1項および第3項に規定された目的を満たしているかどうかを評価し、行動規範に含まれる主要業績評価指標を考慮しながら、その目的の達成状況を定期的に監視および評価するものとする。両委員会は、その結論を公表しなければならない。委員会および理事会はまた、行動規範の定期的な見直しと適応を奨励し、促進するものとする。行動規範の遵守に組織的な不履行があった場合、委員会および理事会は、**行動規範の署名事業者・団体に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。**

DSAとEU行動規範の関係③

DSAと行動規範の関係性―（参考）オンライン広告の行動規範に関連する条項（1/2）

行動規範はVLOP/VLOSEのオンライン広告に関する透明性義務を補完するものであり、欧州委員会はその策定と参加を奨励する

■ 前文第88項

- 超大規模オンラインプラットフォームのプロバイダーや、超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーも、レコメンダーシステムをはじめとするアルゴリズムシステムをテストし、必要に応じて適応させるための措置を講じることに努めるべきである。パーソナライズされたレコメンデーションの悪影響を緩和し、レコメンデーションに使用される基準を修正する必要があるかもしれない。超大規模オンラインプラットフォームや超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーが使用する広告システムも、システミックリスクの誘因となりうる。これらのプロバイダーは、特定の情報に対する広告収入を中止するなどの是正措置、または権威ある情報源の可視性を向上させる、広告システムをより構造的に適合させるなどの他の措置を検討すべきである。超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンのプロバイダーは、特にシステミックリスクの検出に関して、その活動の内部プロセス又は監督を強化し、新たな機能に関連するリスク評価をより頻繁に又は的を絞って実施する必要があるかもしれない。特に、異なるオンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジン間でリスクが共有される場合、**既存の行動規範またはその他の自主規制措置を開始または参加**することを含め、他のサービスプロバイダーと協力すべきである。また、特に**偽情報**キャンペーンに関連するリスクについては、啓発活動を検討すべきである。

■ 前文第107項

- オンライン広告の提供には、一般に、広告のパブリッシャーと広告主をつなぐ仲介サービスを含む複数の関係者が関与する。**行動規範**は、オンラインプラットフォームのプロバイダー、超大規模オンラインプラットフォームおよび超大規模オンライン検索エンジンの**広告に関する透明性義務を支援し、補完するものでなければならない**。これは、特に関連情報の伝達の様式に関して、これらの義務の遵守を促進し、強化するための柔軟かつ効果的なメカニズムを提供するためである。これには、広告の代金を支払う広告主が、オンラインプラットフォームのオンラインインターフェース上で広告を提示する自然人または法人と異なる場合に、広告主に関する情報の伝達を容易にすることを含むべきである。**行動規範**には、データの収益化に関する有意義な情報がバリューチェーン全体で適切に共有されることを確保するための措置も含まれるべきである。幅広い利害関係者が関与することで、**行動規範**が広く支持され、技術的に健全で、効果的であり、透明性の義務がその目的を達成するために最高レベルの使いやすさを提供することが保証されるべきである。幅広い利害関係者が関与することで、**行動規範**が広く支持され、技術的に健全で、実効性があり、透明性義務がその目的を達成するよう確保するために最高レベルの使いやすさを提供できるはずである。**行動規範**の実効性を確保するため、**欧州委員会は行動規範の策定に評価メカニズムを含める**べきである。必要に応じて、欧州委員会は、欧州基本権機関または欧州データ保護監督機関に、それぞれの行動規範について意見を述べるよう求めることができる。

DSAとEU行動規範の関係④

DSAと行動規範の関係性—（参考）オンライン広告の行動規範に関連する条項（2/2）

行動規範はVLOP/VLOSEのオンライン広告に関する透明性義務を補完するものであり、欧州委員会はその策定と参加を奨励する

■ 第46条 オンライン広告における行動規範

- 1. 欧州委員会は、第26条（オンラインプラットフォームにおける広告）および第39条（オンライン広告の追加的な透明性）の要件を超えて、オンライン広告のバリューチェーンにおける関係者の透明性を高めることに貢献するため、オンラインプラットフォームのプロバイダー、およびオンライン広告仲介サービスのプロバイダー、プログラム広告のバリューチェーンに関与するその他の関係者、またはサービスの受け手を代表する組織、市民社会組織もしくは関係当局などのその他の関係するサービスプロバイダーによる、**欧州連合レベルでの自主的な行動規範の策定を奨励し、促進**するものとする。
- 2. 欧州委員会は、行動規範が、EU法および国内法、特に競争法およびプライバシーと個人情報の保護に関する法律に従って、オンライン広告における競争的で透明かつ公正な環境と同様に、すべての関係者の権利と利益を十分に尊重した効果的な情報伝達を追求することを確保することを目指すものとする。欧州委員会は、行動規範が少なくとも以下の事項に対処していることを確認することを目指すものとする：
 - (a) 第26条第1項(b)、(c)および(d)に定める要件に関して、オンライン広告仲介業者のプロバイダーがサービスの受け手に対して保有する情報の伝達；
 - (b) 第39条に基づき、オンライン広告仲介事業者が保有する情報をリポジトリに送信すること；
 - (c) データの収益化に関する有意義な情報；
- 3. 欧州委員会は、2025年2月18日までの当該**行動規範の策定**と、2025年8月18日までのその**適用を奨励**しなければならない。
- 4. 欧州委員会は、第1項で言及したオンライン広告のバリューチェーンのすべての関係者に対し、行動規範に記載されたコミットメントに賛同し、それを遵守するよう奨励しなければならない。

DSAとEU行動規範の関係⑤

DSAと行動規範の関係性—（参考）欧州委員会におけるQ&Aでの言及

**欧州委員会はDSAへのQ&Aの中で、
偽情報について、VLOP・VLOSEの責任を規定しているとしている**

欧州委員会のDSAに関するQ&Aにおける言及

■ DSAに関するQ&Aの中で、「違法ではないが、有害なコンテンツへの対処」について言及している（以下、Q&Aより抜粋）

（違法ではないが有害なコンテンツに効果的に対処するには？）

- 違法でない範囲で、有害なコンテンツを違法なコンテンツと同様に扱うべきではない。新しい規則では、表現の自由を完全に尊重した上で、違法なコンテンツを削除したり、削除を促したりする措置のみを課している。
- 同時に、DSAは、偽情報、デマ、パンデミック時の操作、社会的弱者への危害、その他の新たな社会的危害といった体系的な問題に関しては、非常に大規模なオンライン・プラットフォームや非常に大規模なオンライン検索エンジンの責任を規制している。欧州委員会による指定後、少なくとも4,500万人のユーザーを抱える超大手オンラインプラットフォームおよび超大手オンライン検索エンジンは、毎年リスク評価を実施し、サービスの設計および使用に起因する対応するリスク軽減措置を講じなければならない。このような措置は、表現の自由の制限とのバランスを慎重に考慮する必要がある。また、独立した監査を受ける必要もある。
- さらに、この提案では、サービス・プロバイダーが行動規範のもとで違法コンテンツの拡散や、子供や未成年者などサービスの受け手として弱い立場にある人々にとって特に有害な、操作的で虐待的な行為に関する悪影響に対処するための共同規制の枠組みを定めている。
- DSAは、偽情報に関する行動規範の改訂や危機管理プロトコルなど、オンライン上の危害に関する共同規制の枠組みを促進している。

参考：DSAと行動規範の関係についての学術研究

- エラスムス・ロッテルダム大学の論文“Rachel Griffin and Carl Vander Maelen : Codes of Conduct in the Digital Services Act: Exploring the Opportunities and Challenges(9/6/2023)”では、DSAと行動規範の関係性について分析をしている
- 同論文では、行動規範は名目上は任意であるが、DSAの第34条・第35条の対象となるVLOP・VLOSEに対して事実上の法的義務を生じさせるものであるとしている

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_2348

Rachel Griffin and Carl Vander Maelen : Codes of Conduct in the Digital Services Act: Exploring the Opportunities and Challenges

EU行動規範の概要①

Code of Practice on Disinformation（偽情報に関する行動規範）

行動規範の全体像（概要・機関設計）

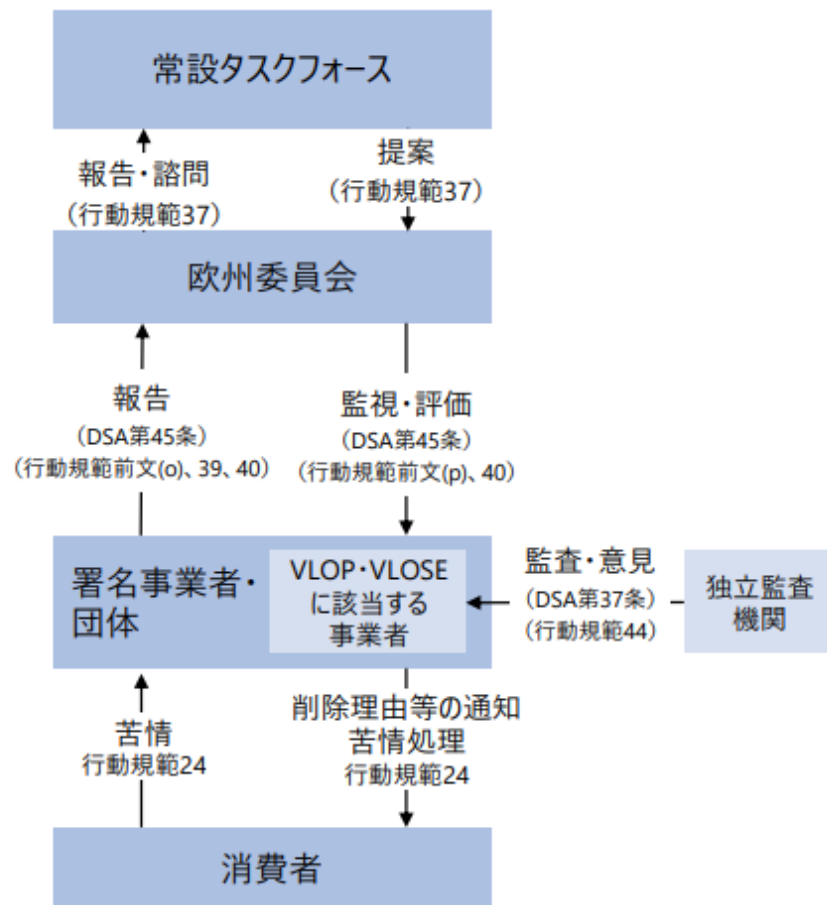
概要

- 欧州委員会がとりまとめや執行について中心的な役割を担う。各オンラインプラットフォーム等の署名事業者・団体は欧州委員会との共同規制として、履行をそれぞれで行い、欧州委員会に対して報告を行うこととなっている。また、ユーザーの苦情処理等も署名事業者・団体が直接行う。
- また、署名事業者・団体のうち、DSAにおいてVLOP/VLOSEに指定されている事業者は、DSA第37条及び行動規範コミットメント44により、行動規範の遵守状況について独立機関から監査*を受ける必要がある。
*監査主体や対象等の詳細については後頁を参照
- 他方、継続的なルールや運用の改善に向け、常設のタスクフォースが設置され、欧州委員会や署名事業者・団体のほか、ファクトチェック等に関するNGO等が参加することとなっている。

常設タスクフォース

主な役割	✓ 設立された常設タスクフォースは、必要に応じて開催され、少なくとも半年ごとに会合を開き、技術的、社会的、市場的、法制的な進展を踏まえて、コミットメントを監視し、適応させていく。
構成	✓ 常設タスクフォースは、下記の代表者で構成される。 - 署名事業者・団体 - 欧州対外行動庁（European External Action Service） - 欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ（European Regulators Group for Audiovisual Media Services：ERGA） - 欧州デジタルメディア観測所（European Digital Media Observatory：EDMO） ✓ 常設タスクフォースの議長は欧州委員会が務め、専門家の支援も受けながら、技術、社会、市場、法制的発展を見据えて行動規範を見直し、適応させていく。

機関設計



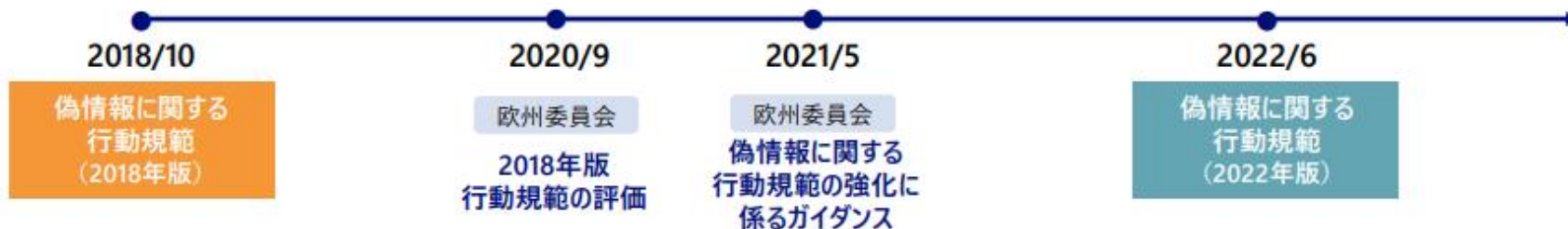
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-disinformation> 等をもとに作成

EU行動規範の概要②

Code of Practice on Disinformation（偽情報に関する行動規範）

策定経緯

年	内容
2018年	・ 2018年10月、オンラインプラットフォーム、大手テック企業、広告業界の代表がオンライン上の偽情報の拡散に対処するための自主規制の枠組みとして「偽情報に関する行動規範（Code of Practice on Disinformation）」（以下「2018年版行動規範」）を公表。
2019年	・ 2019年1月、オンラインプラットフォームと広告業界を代表する団体は、「2018年版行動規範」におけるコミットメントを遵守するために講じられた措置の実施状況について基本報告書を提出。 ・ 2019年1月から5月にかけて、欧州委員会はFacebook、Google、Twitterによるコミットメントの履行状況について、特に欧州議会選挙の完全性に関して絞ったモニタリングを実施。 ・ 「2018年版行動規範」の実施から1年後の2019年10月、署名事業者・団体による自己評価報告書が公表され、署名事業者・団体による1年間にわたるコミットメントの履行に向けた包括的な取り組み状況が示された。
2020年	・ 2020年9月、欧州委員会は「2018年版行動規範」の評価を公表。 ➢ 「2018年版行動規範」の成果の確認と欠点の指摘がなされた。
2021年	・ 2020年の評価を踏まえ、2021年5月、欧州委員会は「偽情報に関する行動規範の強化に係るガイダンス（European Commission Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation）」を公表し、署名事業者・団体が「2018年版行動規範の」の欠点にどのように対処すべきかを示した。
2022年	・ 2021年の欧州委員会による「偽情報に関する行動規範の強化に向けたガイダンス」を踏まえて、「2018年版行動規範」の署名事業者・団体と新規署名予定の団体が検討を行い、2022年6月、署名事業者・団体の名の下に「2022年偽情報に関する行動規範（The 2022 Code of Practice on Disinformation）」が公表された。 ・ 欧州委員会は、「2022年版行動規範」が前年度のガイダンスで示した期待を満たしているとコメントしている。



出所) 欧州委員会(2023)「2018 Code of Practice on Disinformation」<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/2018-code-practice-disinformation> -
欧州委員会(2022)「The 2022 Code of Practice on Disinformation」<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-disinformation>

EU行動規範の概要③

Code of Practice on Disinformation（偽情報に関する行動規範）

署名事業者・団体

項目	内容
署名事業者・団体	2024年1月17日現在43団体が署名している。（2018年版は16団体） - オンラインプラットフォーム事業者、広告関連事業者・団体、ファクトチェック団体・関連サービス事業者やその他の市民・業界団体・関連事業者が参加 - 加盟を希望する団体は、コミットメントと措置に同意する登録用文書に記入し、常設タスクフォースに提出することで、「The 2022 Code of Practice on Disinformation」に参加できる。
署名事業者・団体に求められる主な行動規範	9つの分野、44のコミットメント、129の措置（measures）から構成される。（2016年版は21のコミットメント） - どのコミットメントに署名するかは各団体で決定し、コミットメントの実効性を確保するのも各団体の責任である。 （9つの分野） 1. 広告表示の精査 2. 政治広告への対応 3. サービスの完全性 4. ユーザーのエンパワーメント 5. 研究者コミュニティのエンパワーメント 6. ファクトチェッカーのエンパワーメント 7. 透明性センターの設置 8. 常設タスクフォースへのコミット 9. モニタリング体制の強化

出所) 欧州委員会(2023)「The 2022 Code of Practice on Disinformation」<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-disinformation> -

欧州委員会(2023)「Signatories of the 2022 Strengthened Code of Practice on Disinformation」<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/signatories-2022-strengthened-code-practice-disinformation> -

2. 偽情報に対するEU行動規範

（1）2018年行動規範の策定過程：経緯

□ 欧州委員会のコミュニケーション「オンライン偽情報への取り組み」

- 偽情報の作成・増幅・拡散によって、DPF、オンライン広告のエコシステムの影響力が強いと理解
 - ①広告表示の精査、②政治広告・争点型広告の透明性、③偽アカウント対策、④コンテンツの信頼性指標の活用、⑤ボットのマーキング、⑥ファクトチェック団体・研究機関に対するデータの提供など、9つの分野での対策を求める
- 偽情報に対処するための行動規範を策定するために、偽情報に関する**マルチステークホルダーフォーラム**（Multistakeholder Forum on disinformation）の開催を提案
- 2018年5月29日にフォーラムが開始

European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions-Tackling online disinformation: a European Approach” COM(2018)236 final
一連の時系列については、南亮一「EU 域内の国民投票運動におけるオンライン広告規制の動向：政治広告の透明性の確保及び偽情報対策の観点から」国立国会図書館調査及び立法考査局編『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』（2023年）等も参照

2. 偽情報に対するEU行動規範

（1）2018年行動規範の策定過程：フォーラムの構造①

□ 概要

- ・ 政府機関（欧州委員会）、民間事業者（DPFや広告事業者）、関連団体（伝統メディア、市民団体、ファクトチェック機関、学者）のそれぞれに異なる役割を与える設計
- ・ 全体フォーラムは全四回（その間にWGやSBの（非公開）会合が複数回実施されている）

□ 欧州委員会の役割

- ・ フォーラムの議長は、欧州委員会を構成する通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局（DG-CONNECT）が務める
- ・ フォーラム全体の枠組み・運営のサポートを担当する
 - ・ フォーラム及び2つのサブグループにおける議論をファシリテート、会合のアジェンダ作成・議事録公開のサポート、ロジの提供、フォーラムが採択または合意した文書、最終的に策定された行動規範の公開

“2018 VADEMECUM of the assembly of signatories of the code of practice on disinformation” (8 March 2021) European Commission Website
[<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/meeting-multistakeholder-forum-disinformation>]

2. 偽情報に対するEU行動規範

（1）2018年行動規範の策定過程：フォーラムの構造②

メンバー

□ ワーキンググループ（Working Group）

- DPF、広告事業者、広告主で構成される
- 偽情報に対する行動規範の策定と同意
- KPIの策定と同意
- 代表者を選出し、作業手順などを策定する
 - Siada El Ramly（ED i MA :現DOT Europe）が代表者
- 意思決定において完全な自律性を有する

- Google
- Facebook
- Twitter
- Mozilla
- Wikimedia
- ED i MA
- European Advertising Standards Alliance
- World Federation of Advertisers
- AIM
- Interactive Advertising Bureau Europe
- European Association of Communications Agencies

“2018 VADEMECUM of the assembly of signatories of the code of practice on disinformation” (8 March 2021) European Commission Website
[<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/meeting-multistakeholder-forum-disinformation>]

2. 偽情報に対するEU行動規範

（1）2018年行動規範の策定過程：フォーラムの構造②

メンバー

□ 相談委員会（Sounding Board）

- 新聞メディア、放送メディア、市民団体、ファクトチェック機関、学者で構成される
- WGが提案する行動規範・KPIに対して助言・コメントを行う
- 代表者を選出し、作業手順などを策定する
 - Ravi Kiran Vatrappが代表者
- 意思決定において完全な自律性を有する

- | | |
|--|---|
| • European Broadcasting Union | • European Newspaper Publishers Association |
| • European Federation of Journalists | • BEUC |
| • News Media Europe | • IFCN Poynter |
| • Association of Commercial Television | • Bilyana Petkova (Maastricht University) |
| • European Publishers Council | • Oreste Pollicino (Bocconi University) |
| • Association Européenne des Radios | • Giovanni Riotta (LUISS/Princeton University) |
| • European Magazine Media Association | • Ravi Kiran Vatrapp (Copenhagen Business School) |

“2018 VADEMECUM of the assembly of signatories of the code of practice on disinformation” (8 March 2021) European Commission Website
[<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/meeting-multistakeholder-forum-disinformation>]

2. 偽情報に対するEU行動規範

（3）2022年行動規範の策定過程：経緯

□ 2018年行動規範の評価

- 行動規範を高く評価しつつも、一定の欠点を指摘
- 欧州民主主義行動計画の策定も

□ 偽情報に関する行動規範の強化についての欧州委員会のガイダンス

- 上記と同様に行動規範を高く評価しつつも、デマネタイゼーションやモニタリング枠組みなどに関する対策の不十分性などにも言及
- 行動規範に参加するインセンティブについても言及
 - VLOPに対してはDSAとの関係を示唆、小規模DPFに対しては現状のベストプラクティスから得られる利益やレピュテーションリスクへの対策を示唆
- 行動規範の改訂の方向性（取り組むべき課題）を提示

European Commission, "Commission Staff Working Document: Assessment of the Code of Practice on Disinformation: Achievements and areas for further improvement," SWD(2020) 180 final

European Commission, "Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: European Commission Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation," COM(2021) 262 final

2. 偽情報に対するEU行動規範

（3）2022年行動規範の策定過程：検討枠組み①

□ 総会（Assembly）の招集

- 2018年行動規範への署名者及び改訂版行動規範への署名の意思がある者が構成員
- 欧州委員会及び総会の構成員は、必要に応じて独立した専門家を招集することができる
 - 総会の構成員は個々の専門家の参加に反対する権利を有する

□ 欧州委員会の役割

- 総会での議論をファシリテートし、総会での議題提供を含む必要な組織的またはロジスティックな支援を提供する
- 総会の議長はGD CONNETが務める

“2021 VADEMECUM of the assembly of signatories of the code of practice on disinformation” (31 January 2023) European Commission Website [<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/assembly-signatories-strengthen-code-practice-disinformation>]

2. 偽情報に対するEU行動規範

（3）2022年行動規範の策定過程：検討枠組み②

□ 課題グループ

- 行動規範の改訂プロセスは各課題グループ（Issue Groups）によって進める
 - ①サービスの完全性及びユーザーのエンパワーメント（関連するKPI含む）
 - ②調査とファクトチェックへのエンパワーメント（関連するKPI含む）
 - ③広告表示の精査、政治広告・争点広告（関連するKPI含む）
 - ④行動規範のモニタリング
- 欧州委員会・総会の構成員は、課題グループに専門家やオブザーバーを招集できる
- 課題グループは、進捗状況を定期的に総会に報告する。また、会議日程、総会との協議・文章交換の方法などの内部作業方法を決定する
- 課題グループは、意思決定プロセスにおいて完全な自律性を有する

“2021 VADEMECUM of the assembly of signatories of the code of practice on disinformation” (31 January 2023) European Commission Website [<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/assembly-signatories-strengthen-code-practice-disinformation>]

EU DSA中の研究機関等へのデータ提供に関する規律

規律	該当条文	仲介サービス	ホスティングサービス	オンラインプラットフォーム	VLOP・VLOSE
違法コンテンツに関する措置命令、情報提供の命令	第一章 第9条・第10条	●	●	●	●
連絡先（対DSC、対欧州 口、法定代理人					
利用規約の要件					
透明性報告義務					
利用者への通知・行動の					
刑事犯罪の疑いに関する					
内部苦情処理体制・救済					
信頼された旗手					
悪用に対する措置と保護					
オンライン・プラットフォーム					
オンラインインターフェースの					
オンラインプラットフォームで					
レコメンダー システムの透明					
未成年者のオンラインでの					
超大規模オンライン検索工					
リスク評価、リスク軽減					
危機対応メカニズム					
独立監査（外部リスク監査と公的説明責任）	第37条				●
レコメンダー・システム	第38条				●
オンライン広告の透明性向上	第39条				●
データへのアクセスと精査（当局・研究者）	第40条				●
コンプライアンス機能	第41条				●
透明性に関する報告義務	第42条				●
監督手数料	第43条				●
標準	第44条		●	●	●
行動規範、オンライン広告・アクセシビリティの行動規範	第45条・第46条・第47条		●	●	●
危機対応への協力	第48条		●	●	●

- 当局（デジタルサービス調整機関（DSC）・欧州委員会）から理由付きの要請を受けた VLOP／VLOSEの提供者に対し、次を義務付け：
- DSAの遵守状況のモニタリング及び評価に必要なデータへのアクセスを**当局**に提供（1項）
 - システミックリスクの検知・特定・理解及びリスク軽減措置の適正性・有効性・影響の評価に資する研究に必要なデータへのアクセスを**当局の認定を受けた適格な研究者**に提供（4項）
- ※ 提供されたデータの目的外利用を禁止する規定あり
- ※ VLOP／VLOSEの提供者は、サービスのセキュリティや機密情報の保護に重大な脆弱性をもたらす可能性がある等の理由で要請内容の変更を申し立てることが可能
- （当局からの要請の有無にかかわらず）VLOP／VLOSEの提供者に対し、次を義務付け：
- 公開データへのアクセスをセキュリティ要件等を満たす研究者に提供（12項）
- ※ 提供されたデータはシステミックリスクの検知・特定・理解に資する研究の目的でのみ利用可

※第30条「トレーダーのトレーサビリティ」、第31条「コンプライアンス・バイ・デザイン」、第32条「情報を通知される権利」は遠隔契約ができるオンラインプラットフォームサービスに適用される規定、
ただし第29条「零細企業及び中小企業の除外」に該当する事業者は適用から除かれる

出所）EU-Lex「Document 32022R2065」 <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj> -

EU DSA 第40条に関する欧州委員会による執行状況

	VLOP	経緯	提供を要請した情報・論点
12月18日	X	- リスク管理、コンテンツモデレーション、ダークパターン、広告の透明性、研究者のデータアクセスに関してDSA違反の可能性を評価するため、法的手続きを開始 ※DSAにおける初の事例 - 透明性レポート（11月3日公表）や10月12日の情報提供の要請に対する回答に基づき決定	- プラットフォーム上の情報操作への対抗措置（特にコミュニティ・ノート機能、利用規約上のプラットフォーム操作ポリシーの適用）の有効性 - 資格のある研究者*に対する公開データへのアクセス付与義務に関する不備（データのスクレイピング禁止は第40条12項に違反） *第40条8項の条件を満たすとDSCが承認した研究者のみが対象 - 広告に関する情報を取得するためのツールの提供義務に関する不備
2024年1月18日	2023年4月25日指定VLOP17者（Twitter、Wikipedia以外）	各国やEUの選挙等のイベントを控え、プラットフォーム上の違法コンテンツを継続的な監視が特に重要	資格のある研究者に対する公開データへのアクセス付与義務（第40条12項）の遵守状況（2月8日期限）
2月19日	TikTok	未成年者の保護、広告の透明性、研究者のデータアクセス、中毒性の高いデザインや有害コンテンツのリスク管理に関してDSA違反の可能性を評価するため、法的手続きを開始	- システムデザインに起因するリスク評価と軽減措置の不備（第34条1項・2項、第35条1項） - 不適切コンテンツへのアクセス防止のための年齢確認ツールの不備（第28条1項） 「おすすめ」システムにおける未成年者のプライバシーと安全を確保する措置（第27条）の不備 - 資格のある研究者に対する公開データへのアクセス付与義務（第40条12項）に関する不備 - 広告に関する情報を取得するためのツールの提供義務に関する不備（第39条1項）
3月1日	Meta	—	- FacebookとInstagramが広告運用、レコメンダーシステム、および当該サブスクリプションサービスオプションの導入に関するリスク評価に関する義務を遵守するために講じた措置に関する情報提供（3月22日期限） - その他以前に要請された選挙や未成年者の保護に関する回答に対する追加情報の提供要請も含む（3月18日期限）

出所) 欧州委員会 「Supervision of the designated very large online platforms and search engines under DSA」 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/list-designated-vlopps-and-vloses>
「Commission decision initiating proceedings pursuant to Article 66(1) of Regulation (EU) 2022/20651」 <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/2065/oj>

Copyright (C) Nomura Research Institute Ltd. All rights reserved.

偽誤情報流通等の調査研究を行う上での課題

Xのコミュニティノートデータに関する課題

- » X APIを利用するコストが高くなった現在では、コミュニティノートに関してオープンデータが整備されているのは歓迎すべき取り組み
- » 一方でXによりオープンとなっているデータでは、元々のポストの内容や閲覧数、投稿ユーザなどのメタ情報を取得することができない
 - 取得する場合、有料のAPI等を利用しなければならない状況
- » これにより、コミュニティノートの作成対象となった潜在的な偽・誤情報と結びつけて議論することが難しくなっており、元々のポストに関するデータも公開されることが望ましい
 - 例えば、現状はどのようなアカウントやグループにコミュニティノートが作成されやすいのか（されにくいのか）、どのようなトピックにコミュニティノートが作成されやすいのか（されにくいのか）などを把握するための障害となっている
- » （コミュニティノートの議論を外れるが）コミュニティノートのようなユーザボランティアベースの偽誤情報に対する取り組みの公開だけではなく、XなどPF事業者が災害時にどのような偽誤情報対応をしているのかも公開されることが望ましい
 - データの公開により、第三者が検証できる形で偽誤情報対応について共有する形も考えられる
 - あるいはレポートの形式での公開も Cf. [メディア透明性レポート \(Yahoo\)](#)、[PFメディア事業者各社による透明性レポート](#)

1. 本発表でのコミュニティノートのトピック分類はSummaryに含まれる関連単語検索によって行ったが、必ずしもSummaryに関連単語が含まれるとは限らない。元となるポストに基づくトピック分類による補完や代替がより正確な分析につながる可能性がある。

偽誤情報流通等の調査研究を行う上での課題

- » プラットフォーム事業者の多くは、アルゴリズム・システムをどのように設計し、管理しているかについて、限られた透明性しか提供してきていない
- » 偽情報等のリスクを特定し、対応するためのプラットフォームの取り組みも、必要なデータに確実にアクセスできなければ、第三者が精査することは事実上不可能である
- » データ流通の透明性の確保という観点から、研究機関・外部団体など第三者が、偽誤情報の実態やその対応策の効果検証などが検証できるかたちで、データの提供やアルゴリズムの開示が行われることが望ましい

フィルターバブル等に関する調査（鳥海教授ほか）からの示唆①

□ 本調査で得られた示唆を参考にしながら、今後に活かすための考察を行った。

1. 実データに基づくデジタル空間における現象の把握の重要性

- 論文調査からは、海外ではフィルターバブルに関する研究が近年増加していた。日本でも国内におけるデジタル空間の研究を進め、実態把握が必要と思われる。
- 本調査の実証では、計算社会科学の研究者の指導の下、日本で利用者数の多いYouTubeの実データを用いてシミュレーション検証を行った。この結果、情報システムによる「技術的なフィルターバブル」の発生を確認できた。さらに一定期間が経過するとフィルターバブルが緩和される現象も確認できた。先行研究論文からプラットフォーム事業者側でフィルターバブルの緩和措置を取り入れている可能性も分かった。
一方、今回のシミュレーション型実証は「健康・医療」分野の特定ワードに限定、2週間の制約下で実施したものであった。今後はさらに対象ワードの設定の見直し、複数ワードを組み合わせた実施、長期間での検証等が考えられる。
- 今後は、論文調査においても指摘があった、「技術的なフィルターバブル」と、「社会的フィルターバブル」を組み合わせた認知科学・心理学的検証や、利用者の意思決定プロセスを検証するため調査パネルとプラットフォームのデータの組み合わせ等により、現実の情報空間に近づけた条件下での検証を行うとよいのではないか。
また、利用者は通常ひとつのデジタル・プラットフォームサービスのみを情報源として活用しているわけではない（さらには、マスメディアや人からの口コミ等のデジタル・プラットフォーム以外の情報源も利用するものである）。今回の実証は、複数存在するデジタル・プラットフォームサービスの一つを対象とした。今後は、複数のプラットフォームを対象に広げ、比較研究を実施することも情報空間の理解のためには有効である。

2. 研究者のデータアクセス確保

- 欧州では、政策立案者、プラットフォーム事業者に、公平性を有する立場として研究者の参画を進めていた。研究成果を共有することでDSAの順守状況のモニタリングに加え、デジタル空間上における現象を理解し社会への影響を把握しようとしていた。
そのために、研究に必要なデータをプラットフォーム事業者に対して請求できるようにルール整備が進められていた。
さらに、欧米では複数のプラットフォーム事業者が研究者と共同研究やデータ提供を行っていた。日本においても同様の取組が広まるとよいのではないか。

フィルターバブル等に関する調査（鳥海教授ほか）からの示唆②

□ 本調査を通じて得られた示唆から、ネット利用者、研究者、プラットフォーム事業者、公共機関別に今後の取組として例示した。

対象	調査からの示唆と今後の取組例	
ネット利用者	調査からの示唆	- フィルターバブルに関する知識が上がるほど、レコメンデーションされる情報を見つ、フィルターバブルを緩和する行動もとっていた。（レコメンデーション機能に関するネットユーザーアンケート） - ただし、現状ではフィルターバブルについて理解できている人は全体では少ない状況。（レコメンデーション機能に関するネットユーザーアンケート）
	今後の取組	利用者一人一人がフィルターバブルの発生する仕組みや正と負の影響について十分に理解し、ネットを利用できることが重要。リテラシー向上の学習機会や、フィルターバブル現象に関する研究結果に触れやすくなるとよいのではないかと。
研究者	調査からの示唆	- フィルターバブルの研究件数は世界でも比較的限られた状況であった。近年、研究活動が大幅に増加し注目度が上がっていた。（論文調査） - フィルターバブルは、「技術的なフィルターバブル」と、社会や人に起因する「社会的なフィルターバブル」に分けられる（論文調査、有識者意見） - プラットフォーム等からのデータセットだけでは、ユーザーの意思決定プロセスを完全に再構築することは困難。（論文調査） - 特定の分野に対して技術的なフィルターバブルが発生することを確認。さらに一定期間経過後、フィルターバブルが緩和される現象も確認（シミュレーション型実証）
	今後の取組	- 技術的なフィルターバブルのさらなる検証。「健康・医療」分野以外でのフィルターバブル発生状況、長期間でのフィルターバブル現象の確認（今回の実証では2週間であった）、人々の意見が分かやすいキーワードを用いたフィルターバブル現象の発生状況の確認など。いずれも実施上の問題がないことを確認したうえで研究企画・設定が重要。 - 技術的なフィルターバブルと社会的フィルターバブルを組み合わせた検証や、利用者の意思決定プロセスを検証するため調査パネルとプラットフォームのデータの組み合わせなどの複雑性を上げた条件での検証。
プラットフォーム事業者	調査からの示唆	- アルゴリズムを理解する人ほど、プラットフォーム事業者のレコメンデーション機能を「満足」して、「よくわからない」は減少。（レコメンデーション機能に関するネットユーザーアンケート） - 既に日本においても、プラットフォーム事業者は自社の検索結果や広告が表示される仕組みの解説を行っている。 - 現在はデータセットが入手できるプラットフォームを対象に、かつ入手できるデータを用いて研究が行われている。（有識者意見）
	今後の取組	- 自社サービスのレコメンデーション機能の仕組みの内容・特徴を利用者に対してわかりやすく伝えることが、より重要ではないかと。 - 第3者である研究者がプラットフォーム内の現象を研究し明らかにすることで利用者が理解、安心してサービス利用につながる。欧米では、プラットフォーム事業者が研究者にデータを提供するケースがある。なお、現在日本の研究者はプラットフォーム上のデータ収集・加工を手作業で行い、分析時間をとられている（有識者意見）。プラットフォーム事業者は、日本の研究者ともコミュニケーションし研究用データの提供や共同研究の機会を進めてはどうか。
公共機関	調査からの示唆	- 先行研究では、フィルターバブル、エコーチェンバー等について、ほぼ全ての研究論文が異なる定義を使用していた。（論文調査） - 調査対象国では、オンライン空間の安全性を向上させるため、プラットフォーム事業者に対して透明性要件を定める対策が施行・検討されていた。（政策調査） - フィルターバブルには、システムによる「技術的なフィルターバブル」と、情報提供を受ける人間心理に起因する「社会的なフィルターバブル」に分けることができる。（論文調査） - 日本では、データセットが入手できるプラットフォームを対象に、かつ入手できるデータを対象に研究が行われている状況。（有識者意見） - 現状ではフィルターバブルについて理解できている人はまだ少ない状況。（レコメンデーション機能に関するネットユーザーアンケート）
	今後の取組	- 対応策の検討を進める際には、同じ用語でも参照文書ごとに意味が異なる前提で捉える必要がある。また検討範囲が、技術的なフィルターバブルか、社会的なフィルターバブルかを明確にすることで検討を進めやすくなる。諸外国で行われている透明性要件（監督機関への報告/ユーザーへのアルゴリズムに関する情報提供義務/アルゴリズムを用いない選択肢の提供義務 等）はわが国でも参考にできるのではないかと。 - より多くのプラットフォーム事業者から研究者に対してデータ提供されるように協力を促すことも重要ではないかと。例えば、欧州のDSAでは、オンライン空間によってどのように社会が形成されるか、またDSAの効率的モニタリングをサポートする目的で、研究者（DSCによる審査有）が、DSCを通してVLOP、VLOSEに対してデータアクセス請求できるよう制度化。 - 利用者が自身のフィルターバブルへの理解度を向上するための様々な機会、情報提供が必要ではないかと。

30

EUにおける危機発生時等の規律について①

EU災害時特例－関連する制度・法令の概要

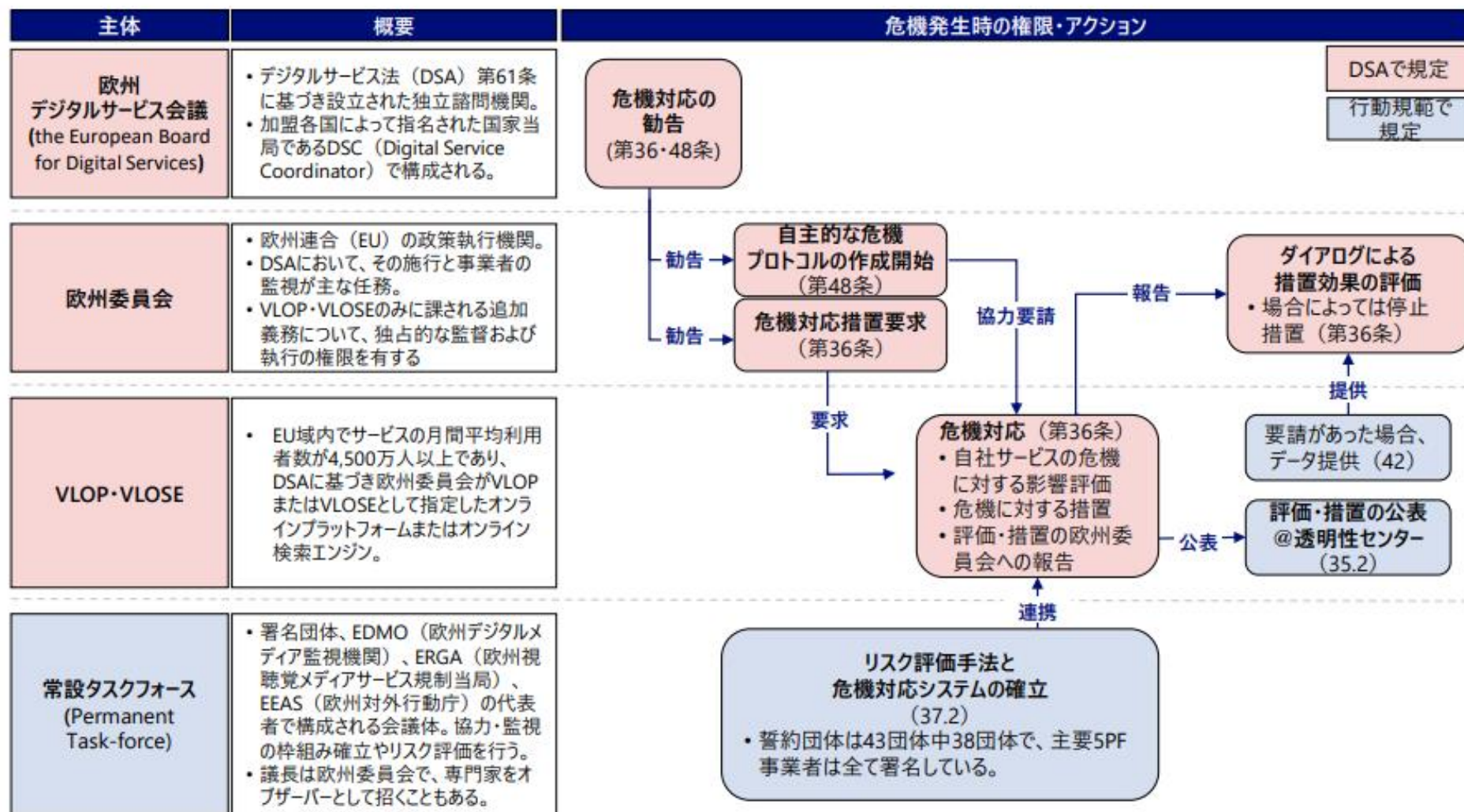
偽情報に関するEUの枠組みのうち、DSAと行動規範には危機発生時に関する言及がある。ただし、災害時に関してはDSAの中で危機の具体例として記載がある程度にとどまる。

制度・法令名	適用開始日/公表日	危機の言及	災害の言及	対象者・言及内容
Digital Services Act (DSA) 「デジタル・サービス法」	2023年4月25に指定されたVLOP（17団体）・VLOSE（2団体）は8月25日から適用開始。 2023年12月20日に追加で指定されたVLOP（3団体）は、一般規定の適用は2024年2月17日から、VLOPに追加で課される義務は2024年4月20日から適用開始。	あり - 前文（91） - 第36条 - 第48条	あり 前文（91）内に、「危機」の具体例の一つとして言及されている。	- 前文（91）には、危機の具体例や、その場合に講じる措置の具体例について言及。 - 第36条、第48条はVLOP・VLOSEの対象義務。内容は、欧州委員会からのVLOP、VLOSEへの危機対応措置要求や、欧州委員会の自主的な危機プロトコル作成について明記
Guidance on Strengthening the Code of Practice on Disinformation 「行動規範強化に関するガイダンス」	2021年5月26日公表	あり 1.はじめに 2.COVID-19モニタリング結果と教訓 7.4 信頼できる公益情報の可視化 9.2.3 常設タスクフォース	なし	- COVID-19モニタリングの結果として、2018年版行動規範が危機的状況下において有効であったと言及。 - 危機状況に信頼情報を届けるための設計を要請。 - 常設タスクフォースの活動として、危機的状況でのリスク評価手法と対応システムの確立を含むことを要請。
The 2022 Code of Practice on Disinformation 「2022版行動規範」	2022年10月19日適用開始	あり - コミットメント22措置7 - コミットメント35措置4 - コミットメント37措置2 - コミットメント42	なし	- 危機に対応したユーザーインターフェースの設計や、危機対応システム構築、措置公表についての誓約。 4つのコミットメントのうち、35.4、37.2は全ての主要5PF事業者（Google、Microsoft、Meta、TikTok、Twitter）が誓約している。

EUにおける危機発生時等の規律について②

EU災害時特例－DSAと行動規範におけるステークホルダーの動きと関係性

危機発生時の各ステークホルダーの行動と関係性はDSAと行動規範によって規定されている。



EUにおける危機発生時等の規律について③

Digital Services Act (DSA) – 関連条文

欧州委員会は第36条に基づいてVLOP・VLOSEらに危機対応の措置要求を行うことができる。
また、第48条に基づいて自主的に危機対応プロトコルの作成を開始できる。

該当項目	概要
【第36条】 危機対応メカニズム	- 欧州委員会は欧州デジタルサービス会議からの勧告に基づき、VLOP・VLOSEに対し、危機的状況に起因するリスクを軽減するための一定の措置を講じるよう求めることができる。 - VLOP・VLOSEは自ら措置の内容を決定することができるが、措置を講じる義務には、欧州委員会及び欧州デジタルサービス会議の拘束力がある。 - 危機的状況に採られる措置の具体例は（前文91項）に記載されている。 - 第36条は、すべてのオンラインプラットフォームではなく、VLOPとVLOSEにのみ適用される。 - 危機が発生した場合、欧州委員会は欧州デジタルサービス会議の勧告に基づき、VLOP・VLOSEに以下のいずれかの行動をとることを要求可能。 - そのサービスが危機に著しく寄与しているかどうかを評価すること（36条1項a） - その寄与を防止、排除または制限する措置を講じること（36条1項2号） - 評価結果を欧州委員会に報告すること（36条1項c） - 欧州委員会はその措置を監視し（第36条7項）、措置が効果的かつ適切であるかどうかを評価するためにVLOP・VLOSEと「対話する（engage in a dialogue）」ことができる。（第36条6項） - 欧州委員会は、VLOP・VLOSEが講じた措置に効果がない、または不適切であると判断した場合、VLOP・VLOSEに対し、措置の見直し（第36条7項）または措置の適用を中止するよう要求することができる。（第36条8項(a)）
【第48条】 危機プロトコル	- 欧州デジタルサービス会議は欧州委員会に対し、オンライン環境における危機的状況に対処するため、自主的な危機プロトコルの作成を開始するよう勧告することができる。 - 欧州委員会は、「オンラインプラットフォームが違法コンテンツや偽情報の急速な拡散に悪用された場合、または信頼できる情報を迅速に発信する必要が生じた場合」（前文108項）に、欧州デジタルサービス会議の勧告に基づき、自主的な危機プロトコルを作成することができる。 - VLOP・VLOSE、および適切な場合には他のプラットフォームや検索エンジンも含め、自主的な危機プロトコルの作成、試験、適用に参加することが奨励される。（第48条2項）自主的な危機プロトコルには、下記のうち少なくとも一つを含む必要がある。 - 公的機関やその他の「信頼できる」機関からの危機に関する情報を目立つように表示する（第48条2項a） - VLOP・VLOSEは危機管理専用窓口を設置する。窓口は第41条におけるコンプライアンスオフィサー*とすることができる（第48条2項(b)） - 通知と行動の仕組み（第16条）、信頼できる警告者（第22条）、リスク軽減措置（第35条）などに定められているVLOP・VLOSEの義務の遵守に充てるリソースを、危機的状況から生じるニーズに適合させる（第48条2項(c)） *第41条にて、VLOP・VLOSEはコンプライアンス機能を独立した組織として設置することが義務付けられており、その責任者がコンプライアンスオフィサーとして任命される。

EUにおける危機発生時等の規律について④

Digital Services Act (DSA) – 用語の定義

「災害」に関しては、「危機」の定義の中で具体例として言及がある。

- 「危機」については、第36条・第48条にて定義されている。
- 「災害（disaster）」は、VLOP・VLOSEがDSAに基づく措置に加えて特別な措置を緊急に講じる必要が生じる可能性がある、いわゆる「危機（crisis）」の具体例の一つとして、前文（91）に挙げられている。

擁護	定義
危機 (crisis)	“危機は、連邦内またはその重要な地域において、公共の安全または公衆衛生に対する重大な脅威をもたらす異常事態が発生した場合に発生したものとみなされる”（第36条2項） - 前文（91）では、下の言及がある。 “危機は、連邦またはその重要な部分において、公共の安全または公衆衛生に対する重大な脅威につながり得る異常な状況が発生した場合に発生すると考えられるべきである。このような危機は、武力紛争やテロ行為（新興の紛争やテロ行為を含む）、地震やハリケーンなどの自然災害、パンデミックや公衆衛生に対する国境を越えたその他の深刻な脅威から生じる可能性がある”
危機的状況 (crisis situations)	“公共の安全または公衆衛生に影響を及ぼす異常事態”（第48条）

EUにおける危機発生時等の規律について⑤

The 2022 Code of Practice on Disinformation – 関連コミットメント

行動規範において、「災害」に関して言及されているコミットメントはないが、「危機」に関して言及されているコミットメント及び措置は以下の4つが挙げられる。

分野	コミットメント・措置	内容
ユーザーのエンパワーメント	コミットメント22 措置7	(ユーザーインターフェースの設計) 関連署名団体は、公共や社会が特に関心を持つ話題や危機的状況において、利用者を権威ある情報源に導くような製品や機能（情報パネル、バナー、ポップアップ、地図やプロンプト、信頼性指標など）を設計し、適用する。
透明性センター	コミットメント35 措置4	(危機対応措置の公表) 危機的状況において、署名団体は透明性センターを利用し、危機に関連して講じられた具体的な緩和措置に関する情報を公表する。
常設タスクフォース	コミットメント37 措置2	(危機対応システムの構築) - 署名団体は、タスクフォースにおいて、特に（これに限定されるものではないが）以下の業務に取り組むことに同意する： - 選挙や危機のような特殊な状況下で使用するリスク評価手法と迅速な対応システムを確立する。 - 選挙や危機のような特別な状況下で各団体と協力・調整する。 - 行動規範の「約束と措置」を実施するために整合化された報告テンプレート、精緻化された報告方法、モニタリングのための関連データ開示について合意する。 - 今後のモニタリング・サイクルを通じて、整合化された報告テンプレートの質と有効性、およびモニタリング目的のデータ開示の形式と方法を見直し、必要に応じて適合させる。 - サービスレベルと構造に関する指標や、これらの指標を測定するために提供されるデータについての品質と有効性に対する評価に協力する。 - 構造指標を洗練、テスト、調整し、国家レベルでそれらを測定するメカニズムを設計する。 - 悪意ある行為者が用いるTTPのリストに合意のもと、公表・更新し、本規範の第IV章に沿って、それらに対抗するための対策の基本要素、目標、ベンチマークを定める。
監視体制の強化	コミットメント42	(情報・データの提供) 関連する署名団体は、選挙や危機のような特別な状況において、欧州委員会の要請があれば、タスクフォースによって確立された迅速な対応システムに従い、特別な報告書や定期的な監視の中の特定の章を含む、相応かつ適切な情報やデータを提供することを約束する。

出所) 欧州委員会(2023)「The Strengthened Code of Practice on Disinformation 2022」

[https://disinfocode.eu/wp-content/uploads/2023/01/The-Strengthened-Code-of-Practice-on-Disinformation-Copyright\(C\)](https://disinfocode.eu/wp-content/uploads/2023/01/The-Strengthened-Code-of-Practice-on-Disinformation-Copyright(C))

3 マルチステークホルダーによる連携・協力の 枠組み整備の在り方

3 マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方：引き続き検討が必要な論点

(1) 連携・協力の主体

- デジタル空間における情報流通に関わる特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議・決定（ガイドラインや行動規範の策定・推進等）については、
 - ① 政府による大枠の制度設計の下、
 - ② 当該影響を受けるステークホルダーを含む民産学のステークホルダーが一時的に協議・決定を担い、
 - ③ そうした協議・決定への違反その他の機能不全が生じた場合に、補完的に政府が関与するという段階的・多層的な形を基本とすることが適当と考えられるところ、
 - ・ こうした協議・決定のための連携・協力の場に、具体的にどのような主体が参加することが適当か。
- 我が国においては、主として情報発信に関わる個人や情報受信に関わる利用者・消費者その他の市民社会の利益代表となる主体の数が必ずしも多くないところ、
 - ・ 市民社会の利益をマルチステークホルダーによる協議・決定に反映させるための方策として、どのようなものが必要かつ適当か。

(2) 連携・協力の枠組みの具体的な在り方

- マルチステークホルダーによる協議・決定の実効性をどのように担保するか。
 - 例) 枠組みとしての会議体がその構成員（連携・協力の主体）に対して情報提供、意見表等の必要な協力を求めることができ、構成員は会議体の協議結果に基づき必要な取組を行うものとするなど、会議体に一定の役割・権限等を持たせることが考えられるが、どうか。
- 協議・決定の過程で交換される情報やデータに含まれる個人情報や機密情報の適正な取扱いをどのように担保するか。
 - 例) 個人情報の取扱いの適法性を担保するため、会議体が構成員に対し情報提供を求めることができる旨を法律上明文化したり、機密情報の漏洩等を防止するため、会議体の構成員等に罰則付きの守秘義務を課したりすることが考えられるが、どうか。

參考資料

EU行動規範の運用に係る機関設計

EUでは、欧州委員会が中心となり、産業団体等の中間団体を置かず、政府機関が共同規制としての履行確保を直接担っている。

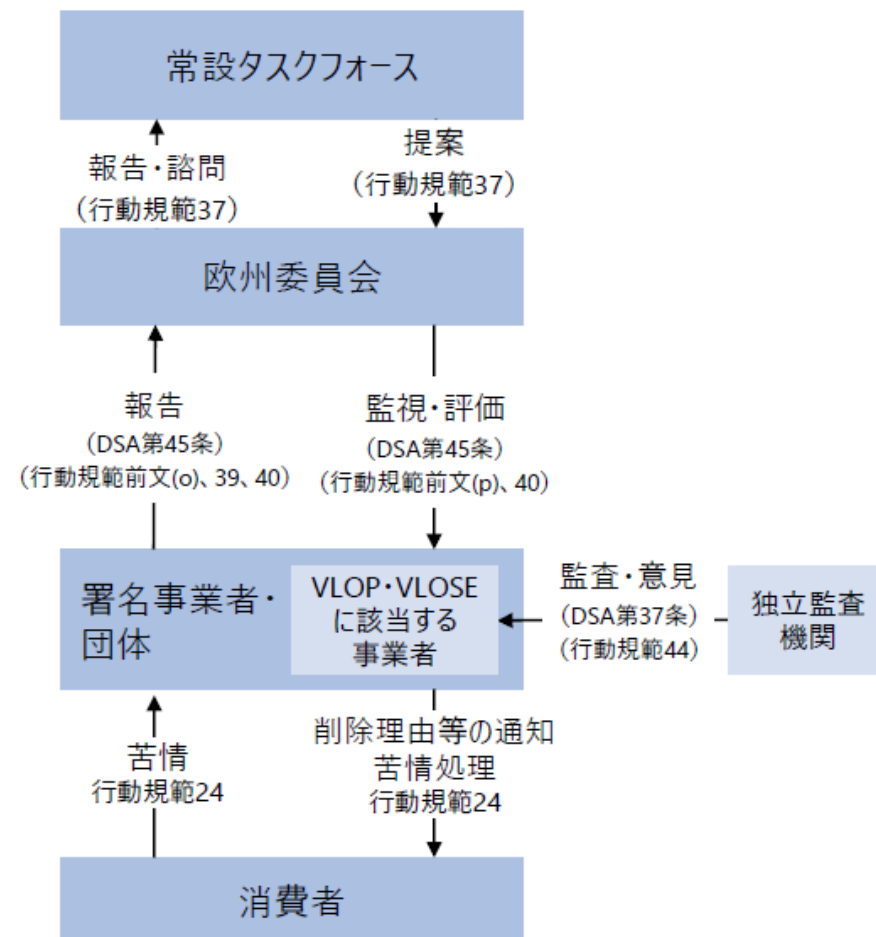
概要

- 欧州委員会がとりまとめや執行について中心的な役割を担う。各オンラインプラットフォーム等の署名事業者・団体は欧州委員会との共同規制として、履行をそれぞれで行い、欧州委員会に対して報告を行うこととなっている。また、ユーザーの苦情処理等も署名事業者・団体が直接行う。
- また、署名事業者・団体のうち、DSAにおいてVLOP/VLOSEに指定されている事業者は、DSA第37条及び行動規範コミットメント44により、行動規範の遵守状況について独立機関から監査*を受ける必要がある。
*監査主体や対象等の詳細については後頁を参照
- 他方、継続的なルールや運用の改善に向け、常設のタスクフォースが設置され、欧州委員会や署名事業者・団体のほか、ファクトチェック等に関するNGO等が参加することとなっている。

常設タスクフォース

主な役割	✓ 設立された常設タスクフォースは、必要に応じて開催され、少なくとも半年ごとに会合を開き、技術的、社会的、市場的、法制的な進展を踏まえて、コミットメントを監視し、適応させていく。
構成	✓ 常設タスクフォースは、下記の代表者で構成される。 ・署名事業者・団体 ・欧州対外行動庁（European External Action Service） ・欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ（European Regulators Group for Audiovisual Media Services：ERGA） ・欧州デジタルメディア観測所（European Digital Media Observatory：EDMO） ✓ 常設タスクフォースの議長は欧州委員会が務め、専門家の支援も受けながら、技術、社会、市場、法制的の発展を見据えて行動規範を見直し、適応させていく。

機関設計



<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-disinformation> 等をもとに作成

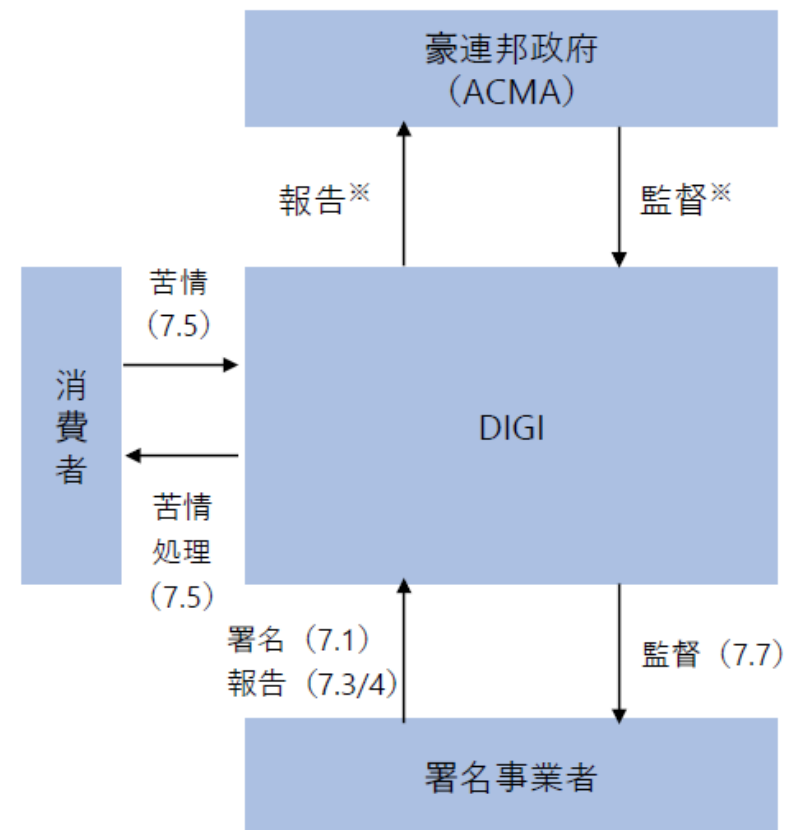
豪州行動規範の運用に係る機関設計

豪州では、産業団体DIGIが中心となり、履行確保や政府への報告、消費者からの苦情処理等を担っている。政府も、DIGIの監督を通じて履行確保を図っている。

概要

- DIGIは非営利団体であり、大手デジタル事業者から構成される（設立の経緯等はウェブサイトで公開されていない）；
 - 加盟企業（MEMBERS）：Apple、Discord、eBay、Google、Linktree、Meta、Microsoft、Snap Inc.、Spotify、TikTok、Twitch、X、yahoo!
 - 準加盟企業（ASSOCIATE MEMBERS）：Change.org、Gofundme、Product Review、Redbubble
- 産業団体DIGIが中心となり、消費者からの苦情処理や署名した事業者の透明レポートの収集、監督等を実施している。
- 本行動規範の執行等について、豪連邦政府（ACMA）がDIGIからの報告を基に監督を実施し、報告書を作成している。
- この点は行動規範には規定がないが、行動規範策定のきっかけとなった2019年行政文書（Regulating in the digital age Government response and implementation roadmap for the Digital Platforms Inquiry）（前掲P67）にACMAによる行動規範の監督、プラットフォームによる対策の妥当性と偽情報の広範な影響について政府に報告することが規定される。

機関設計



※）行動規範には規定がないが、2019年の行政文書にACMAによる行動規範の監督が規定される（左記）

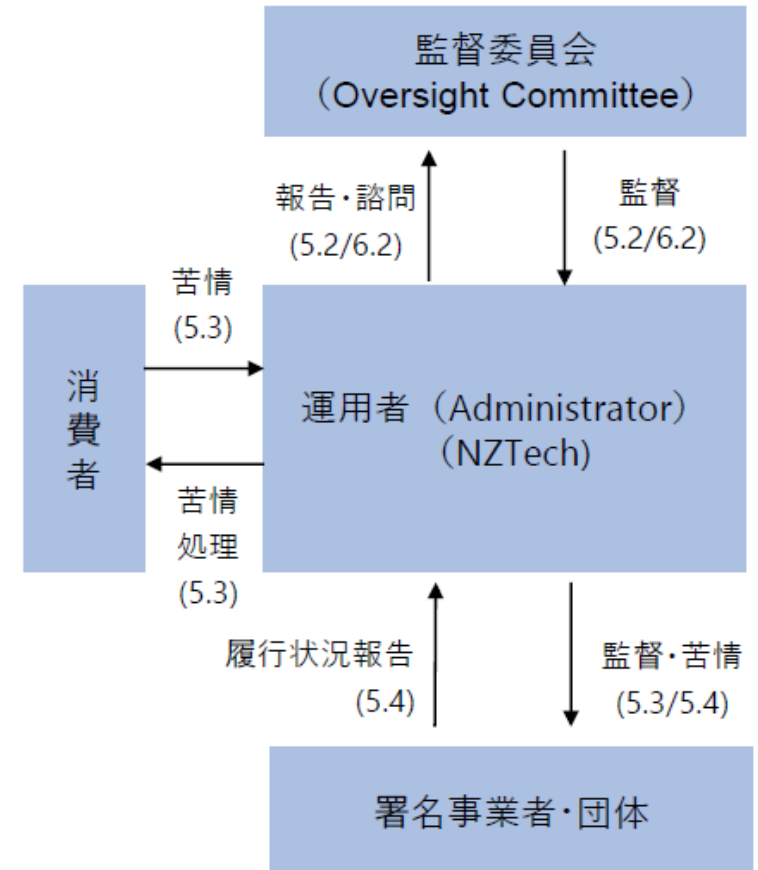
NZ行動規範の運用に係る機関設計

NZにおいては、産業団体NZTechが中心となり、履行確保や消費者からの苦情処理等を担っている。

概要

- 事務局を業界団体（NZTech）が務め、苦情処理等を実施し、業界団体の執行を監督委員会がさらに監督している。
 - 監督委員会は、NZTech、Netsafe、署名事業者・団体、マオリパートナー、市民社会、その他関連する合意された利害関係者（政府、学識経験者など）の代表を含む、様々な利害関係者で構成される（詳細は次頁参照）。
- 上記の通り、政府機関の関与は監督委員会への委員派遣にとどまり、豪州やEUと比べ、より事業者の自主性に委ねる設計となっている。

機関設計



機関設計に関する3者（EU・豪州・NZ）比較

事務局機能を担う主体、政府による監督のあり方、および事業者の規範への参加動機形成の方法が異なっている。

- **機関設計**（事務局機能を誰が担うか、政府による監督への関与がどの程度あるか）、これに伴う**政府機関の負担**がどの程度か、及び事業者にとって**行動規範への参加のインセンティブ**がどのように担保されているか、という観点から比較を実施した。

比較の観点		EU	オーストラリア	ニュージーランド
機関設計	事務局機能の担い手	欧州委員会（政府）	業界団体（民間）	業界団体（民間）
	政府による監督	政府が直接行動規範を監督	業界団体による執行を政府（ACMA）が監督	業界団体による執行を政府が監督委員会の一構成員として監督
政府負担（3者比較）		直接的に監督（政府負担は最大）	事務局を監督（政府負担は中間）	監督委員会の一員として事務局を監督（政府負担は最少）
事業者の規範への参加動機形成		VLOP等にとって行動規範参加はDSA上の義務であるリスクの特定・軽減の一環と位置づけられる	将来的な直接規制の導入を示唆	（不明）

法的位置付けのない民間主導の連携・協力の具体例（国内）①

	Disinformation対策フォーラム	Innovation Nippon
発足・活動開始時期	2020年6月	2013年7月
目的・活動内容等	総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書」（2020年2月）において、「産学官民の多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図り、対話の枠組みを設けることが重要」であることが指摘されたこと等を踏まえ、偽情報流通の実態を正確に把握し、その対応について多面的に検討すべく、多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図り、対話の枠組みを設けることを目的として、（一社）セーフアインターネット協会（SIA）が設置	- 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）が、グーグル合同会社のサポートを受けて立ち上げた研究プロジェクト - 情報通信技術（IT）を通じて日本におけるイノベーションを促進することを目的 - 法制度や、産業振興・規制緩和等の政策のあり方、ビジネス慣行などに関する産学連携の実証的なプロジェクトを行い、関係機関の政策企画・判断に役立ていただくための提言などを行う
参加主体	- 有識者（研究者等） ※詳細は後述 - Facebook Japan（株） - Google（同） - LINEヤフー（株） - Twitter Japan（株）	- 国際大学GLOCOM - グーグル（同）
オブザーバー	- 政府機関（総務省、消費者庁） - 伝統メディア（日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟）	-
主な取組事例等	- ワクチンデマ対策シンポジウム（2021年7月） ※SIA主催 - 報告書（2022年3月）	報告書「偽・誤情報、ファクトチェック、教育啓発に関する調査」（2024年4月）

法的位置付けのない民間主導の連携・協力枠組みの具体例（国内）②

	クレジットカード・セキュリティ官民対策会議	放送倫理・番組向上機構（BPO）
発足・活動開始時期	2024年4月	2003年2月
目的・活動内容等	- 時々刻々と変化する番号窃取・不正利用技術等への対策に継続的・効果的に取り組んでいくため、不正利用の状況、関係事業者における取組状況の共有や対策の方向性等についての議論を行う - 活動内容等： - クレジットカード番号の漏洩・不正利用被害状況の共有 - 事業者によるセキュリティ対策の現状や課題の共有 - 海外における取組状況の共有 - 対策の方向性に関する意見交換 等	- 放送における言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的な人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理の問題に対応する、第三者の機関 - 主に、視聴者などから問題があると指摘された番組・放送を検証して、放送界全体、あるいは特定の局に意見や見解を伝え、一般にも公表し、放送界の自律と放送の質の向上を促す
参加主体	- クレジットカード会社 - 決済代行業者 - 学識者 （独）国民生活センター - 関係業界団体 - 経済産業省 ※詳細は後述	- 日本放送協会（NHK） （一社）日本民間放送連盟（民放連） - 民放連会員社
オブザーバー	- 政府機関（警察庁、消費者庁） - ビザ・ワールドワイド・ジャパン - オンラインマーケットプレイス協議会	-
主な取組事例等	2024年4月9日開催の第1回会合にて以下を議論： - クレジットカードのセキュリティ対策について（経済産業省の取組） - クレジットカード不正利用被害の状況（国際動向含む）、 - クレジットカード・セキュリティガイドラインの改訂、対策の進捗状況	- 放送倫理検証委員会による取組 - 放送人権委員会による取組 - 青少年委員会による取組 ※詳細は後述

法的位置付けのある民間主導の連携・協力枠組みの具体例（国内）

	認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会	認定匿名加工医療情報作成事業者
根拠法令	電気通信事業法116条の2	次世代医療基盤法※9条
枠組みの概要	電気通信事業者がDDoS攻撃等のサイバー攻撃への対応を共同して行うため、サイバー攻撃の送信元情報の共有やC&Cサーバの調査研究等の業務を行う第三者機関として認定	- 国が認定した事業者が、制度に協力する医療機関等から国民・患者の医療情報を収集 - 認定事業者は、医療分野の研究開発に必要な情報のみを、研究機関や製薬企業などに提供 - 研究機関や製薬企業などは、提供された医療情報を活用し、医療分野の研究開発を行う
法定の権限・責務等	- 電気通信事業者に関する情報の提供を総務大臣から受ける権限 - 役職員又は役職員であった者への秘密保持義務（違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）	- 医療機関等からの医療情報の提供につき、個人情報の保護に関する法律の特例を規定 - 厳格なセキュリティ対策の実施 - データベース化された医療情報等の不正提供等を禁止（違反に対しては2年以下の懲役又は100万円以下（法人重科：1億円以下）の罰金） - 不正な利益目的による医療情報等の提供等を禁止（違反に対しては1年以下の懲役又は100万円以下（法人重科：1億円以下）の罰金） - 不当な目的による医療情報等の利用等を禁止（違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
実際に認定された者（2024年4月現在）	（一社）ICT-ISAC	（一社）ライフデータイニシアティブ （一財）日本医師会医療情報管理機構 （一財）匿名加工医療情報公正利用促進機構

※医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律

法律に基づき設置された協議会等の具体例（国内）①

	取引デジタルプラットフォーム官民協議会	サイバーセキュリティ協議会
根拠法令	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律6条	サイバーセキュリティ基本法17条
設置者	内閣総理大臣	サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣
設置目的	取引デジタルプラットフォーム（DPF）を利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うため	サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため
構成員	- 内閣総理大臣 - 国の関係行政機関 - 取引DPF提供者を構成員とする団体 （独）国民生活センター - 地方公共団体 - 消費者団体 （必要な場合）学識経験者その他官民協議会が必要と認める者	- 国の関係行政機関の長 - 地方公共団体又はその組織する団体 - 重要社会基盤事業者※¹又はその組織する団体 - サイバー関連事業者※²又はその組織する団体 - 大学その他の教育研究機関又はその組織する団体 - その他設置者が必要と認める者 ※ 連絡調整事務は（一社）JPCERTコーディネーションセンターが担当
法定の事務等	- 必要な情報を交換 - 取引DPFを利用する消費者の利益の保護のための取組に関する協議 ⇒構成員は、協議結果に基づき、取引DPFを利用する消費者の保護のために必要な取組を行う - 内閣総理大臣に対し、取引DPFを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する施策に関し意見を述べる	-
法定の権限・責務等	- 構成員に対し、取引DPFを利用して行われる通信販売に係る取引に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる - 事務従事者又は事務従事者であった者への秘密保持義務（違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）	- 構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる ⇒正当な理由がある場合を除き、構成員に応答義務あり - 事務従事者又は事務従事者であった者への秘密保持義務（違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

※1 国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者

※2 インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者

法律に基づき設置された協議会等の具体例（国内）②

	配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会	孤独・孤立対策地域協議会
根拠法令	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律5条の2	孤独・孤立対策推進法15条
設置者	- 都道府県 ※設置は努力義務 - 市町村 ※設置は任意	地方公共団体 ※設置は努力義務
設置目的	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため	孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため
構成員	- 関係機関 - 関係団体 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者 - その他の関係者	- 当事者等（孤独・孤立の状態にある者及びその家族等）に対する支援に関係する機関及び団体 - 支援に関係する職務に従事する者 - その他の関係者
法定の事務等	- 被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換 - 被害者に対する支援の内容に関する協議	- 必要な情報を交換 - 支援の内容に関する協議 ⇒構成員は、協議結果に基づき、支援を行う （設置地方公共団体の長が構成員のうちから指定した孤独・孤立対策調整機関において）協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成員が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成員が行う支援を組み合わせるなど構成員相互の連絡調整を行う
法定の権限・責務等	- 構成員に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる - 事務従事者又は事務従事者であった者への秘密保持義務（違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）	- 構成員に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる - 事務従事者又は事務従事者であった者への秘密保持義務（違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）